

平成30年第3回(9月)三郷町議会  
定例会・会議録(第2号)

招 集 年 月 日	平 成 3 0 年 9 月 5 日																								
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場																								
開 会 (開 議)	平成30年9月5日 午前9時29分宣告(第2日目)																								
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1番 神 崎 静 代</td> <td style="width: 50%;">2番 久 保 安 正</td> </tr> <tr> <td>3番 南 真 紀</td> <td>4番 兼 平 雄 二 郎</td> </tr> <tr> <td>5番 先 山 哲 子</td> <td>6番 佐 野 英 史</td> </tr> <tr> <td>7番 木 谷 慎 一 郎</td> <td>8番 辰 己 圭 一</td> </tr> <tr> <td>9番 深 木 健 宏</td> <td>10番 伊 藤 勇 二</td> </tr> <tr> <td>11番 高 岡 進</td> <td>12番 下 村 修</td> </tr> <tr> <td>13番 山 田 勝 男</td> <td></td> </tr> </table>	1番 神 崎 静 代	2番 久 保 安 正	3番 南 真 紀	4番 兼 平 雄 二 郎	5番 先 山 哲 子	6番 佐 野 英 史	7番 木 谷 慎 一 郎	8番 辰 己 圭 一	9番 深 木 健 宏	10番 伊 藤 勇 二	11番 高 岡 進	12番 下 村 修	13番 山 田 勝 男											
1番 神 崎 静 代	2番 久 保 安 正																								
3番 南 真 紀	4番 兼 平 雄 二 郎																								
5番 先 山 哲 子	6番 佐 野 英 史																								
7番 木 谷 慎 一 郎	8番 辰 己 圭 一																								
9番 深 木 健 宏	10番 伊 藤 勇 二																								
11番 高 岡 進	12番 下 村 修																								
13番 山 田 勝 男																									
欠 席 議 員	な し																								
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町長</td> <td style="width: 50%;">森 宏 範</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>梶 井 博 之</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> <tr> <td>住民福祉部長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>こども未来創造部長</td> <td>窪 順 司</td> </tr> <tr> <td>環境整備部長</td> <td>西 村 敦 司</td> </tr> <tr> <td>水道部長</td> <td>酒 田 昌 和</td> </tr> <tr> <td>教育部長</td> <td>渡 瀬 充 規</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>清 水 信 義</td> </tr> <tr> <td>総務課長</td> <td>安 井 規 雄</td> </tr> <tr> <td>企画財政課長</td> <td>辰 巳 政 行</td> </tr> </table>	町長	森 宏 範	副町長	梶 井 博 之	教育長	池 田 朝 博	総務部長	加 地 義 之	住民福祉部長	大 西 孝 浩	こども未来創造部長	窪 順 司	環境整備部長	西 村 敦 司	水道部長	酒 田 昌 和	教育部長	渡 瀬 充 規	会計管理者	清 水 信 義	総務課長	安 井 規 雄	企画財政課長	辰 巳 政 行
町長	森 宏 範																								
副町長	梶 井 博 之																								
教育長	池 田 朝 博																								
総務部長	加 地 義 之																								
住民福祉部長	大 西 孝 浩																								
こども未来創造部長	窪 順 司																								
環境整備部長	西 村 敦 司																								
水道部長	酒 田 昌 和																								
教育部長	渡 瀬 充 規																								
会計管理者	清 水 信 義																								
総務課長	安 井 規 雄																								
企画財政課長	辰 巳 政 行																								

行政委員	<p>選挙管理委員会委員長 田 淵 友 一</p> <p>公平委員会委員長 藤 原 佑 二</p> <p>代表監査委員 瓜 生 英 明</p> <p>農業委員会副会長 岡 田 哲 夫</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 内 匠 紀一郎</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長 大 内 美 香</p> <p>議 会 事 務 局 長 補 佐 義 久 仁</p>
町長提出議案の題目	<p>会議録第1号と同じ</p>
議員提出議案の題目	<p>発議第 3号 自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書</p> <p>決議第 1号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議</p>
議 事 日 程	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>

平成30年第3回(9月)  
三郷町議会定例会議事日程(第2号)

平成30年9月5日  
午前9時29分開議

日 程

- 第 1 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について
- 第 2 同意第 2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 4 承認第 5号 平成30年度三郷町一般会計補正予算(第2号)の専決処分  
について
- 第 5 承認第 6号 三郷町税条例の一部改正の専決処分について
- 第 6 認定第 1号 平成29年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 第 7 認定第 2号 平成29年度三郷町水道事業会計決算の認定について
- 第 8 議案第39号 平成30年度三郷町一般会計補正予算(第3号)
- 第 9 議案第40号 平成30年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算(第  
1号)
- 第10 議案第41号 平成30年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第  
1号)
- 第11 議案第42号 平成30年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第12 議案第43号 平成30年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第  
1号)
- 第13 議案第44号 平成30年度三郷町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 第14 議案第45号 三郷町下水道条例の一部改正について
- 第15 議案第46号 平成30年度三郷町立野地域し尿処理場改修工事請負契約の  
締結について
- 第16 議案第47号 平成30年度三郷町水質改善下水道污水管築造工事(惣持寺  
2工区)請負契約の締結について
- 第17 議案第48号 三郷町道路線の認定について
- 第18 報告第 4号 平成29年度三郷町の財政の健全化判断比率等について

- 第 1 9 報告第 5 号 平成 2 9 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について
- 第 2 0 報告第 6 号 平成 3 0 年度下水道事業予定開始貸借対照表の修正について
- 第 2 1 報告第 7 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について
- 第 2 2 報告第 8 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について
- 第 2 3 報告第 9 号 平成 2 9 年度ふるさと寄附金について
- 第 2 4 提案理由の説明
- 第 2 5 発議第 3 号 自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書
- 第 2 6 決議第 1 号 2 0 2 5 年国際博覧会の誘致に関する決議
- 第 2 7 平成 2 9 年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告
- 第 2 8 平成 2 9 年度三郷町水道事業会計決算審査の報告
- 第 2 9 一般質問

開 議 午前 9時29分

〔開議宣告〕

議長（山田勝男） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第113条の規定に基づく定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、昨日、台風21号が奈良県に接近する状況でありましたが、平成30年第3回三郷町議会定例会の会期の日程までを決定しております。

それでは、まず、昨日の台風21号による町内の状況の報告と町長から挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、初めに、先般の大阪北部地震及び西日本豪雨災害でお亡くなりになられた方に対しまして、心から哀悼の意を表しますとともに、被災地の一日も早い復旧復興をお祈りするものであります。

さて、昨日は、本町におきましても台風21号の接近に伴い、災害対策本部を立ち上げ、高齢者等避難開始を発令し、避難所5か所を開設、25世帯43人の避難者がありました。また、城山台、立野北、立野南、勢野西、信貴山地域の一部では停電が発生をしておりましたが、南畑地区の一部を除き、現在は復旧しております。しかし、南畑地区におきましては、福祉施設、幼稚園があることから、いまだ復旧のめどが立っておりません。そこで、南畑幼稚園に関しましては、休園とさせていただき、福祉施設におきましては、保健センターや給食センターに避難をしていただくよう、今調整を図っているところでございます。先般の岐阜で起こりました病院のことも受けまして、ここは早急に対処をしていきたいと思っております。

また、倒木などの被害もございましたが、幸いにして人的被害はございませんでした。台風シーズンはこれからまだしばらく続くことから、今後も万全の体制で対応してまいりたいと考えております。

今年だけでなく、近年、地球温暖化等の影響により災害が頻発し、激甚化する傾向があります。これら地球環境問題への対応は、もはや待ったなしの状況であ

ります。私たちの世代だけでなく、未来の子どもたちのために、今何か行動を起こす必要があると考えております。

このことから、先般のこども議会において、「SDGs 環境未来都市宣言」を行ったところであります。SDGsとは、サステイナブル・デベロップメント・ゴールズの略で、持続可能な開発目標と訳されております。これは、2015年9月に国連で採択された2030年までに達成すべき世界の共通目標で、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、地球環境や気候変動に配慮しながら、持続可能な暮らしや社会を営むために、17のゴールと169のターゲットを定めたものであります。

本町としましても、このSDGsの目標を達成するため、人にもまちにもレジリエンス、レジリエンスとは強靱なという意味でございますけれども、「人にもまちにもレジリエンスな環境未来都市の実現」をスローガンに掲げ、これからもさまざまな取り組みを進めてまいります。後ほど関連議案もございしますが、どうか今後とも、議員各位のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、同意案件2件、諮問案件1件、認定案件2件、議決案件10件、報告案件6件の計21件でございます。

なお、本年9月23日付をもって任期満了となります副町長の選任案件については、現在、人選を行っていることから、本定例会においては上程しておりませんので、あらかじめご承知おき賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

〔議案朗読〕

**議長（山田勝男）** ありがとうございます。

日程第1、「同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から、日程第23、「報告第9号、平成29年度ふるさと寄附金について」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

**議会事務局長補佐（義久 仁）** 朗読します。

日程第 1 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 2 同意第 2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

- いて
- 日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること  
について
- 日程第 4 承認第 5 号 平成30年度三郷町一般会計補正予算（第2号）の  
専決処分について
- 日程第 5 承認第 6 号 三郷町税条例の一部改正の専決処分について
- 日程第 6 認定第 1 号 平成29年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 日程第 7 認定第 2 号 平成29年度三郷町水道事業会計決算の認定につい  
て
- 日程第 8 議案第39号 平成30年度三郷町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第40号 平成30年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予  
算（第1号）
- 日程第10 議案第41号 平成30年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算  
（第1号）
- 日程第11 議案第42号 平成30年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第  
1号）
- 日程第12 議案第43号 平成30年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予  
算（第1号）
- 日程第13 議案第44号 平成30年度三郷町下水道事業会計補正予算（第  
1号）
- 日程第14 議案第45号 三郷町下水道条例の一部改正について
- 日程第15 議案第46号 平成30年度三郷町立野地域し尿処理場改修工事請  
負契約の締結について
- 日程第16 議案第47号 平成30年度三郷町水質改善下水道污水管築造工事  
（惣持寺2工区）請負契約の締結について
- 日程第17 議案第48号 三郷町道路線の認定について
- 日程第18 報告第 4号 平成29年度三郷町の財政の健全化判断比率等につ  
いて
- 日程第19 報告第 5号 平成29年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比  
率について

日程第 2 0 報告第 6 号 平成 3 0 年度下水道事業予定開始貸借対照表の修正  
について

日程第 2 1 報告第 7 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執  
行の状況の点検及び評価の結果について

日程第 2 2 報告第 8 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況につい  
て

日程第 2 3 報告第 9 号 平成 2 9 年度ふるさと寄附金について

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（山田勝男） どうもありがとうございました。

日程第 2 4、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森  
町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に  
提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「同意第 1 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の瀧川忠雄氏の任期が、本年 9 月 3 0 日付をもっ  
て満了となることに伴うものであります。

瀧川氏におかれましては、平成 2 1 年 1 0 月に固定資産評価審査委員会委員に  
就任いただき、以来、9 年の長きにわたりその職務を遂行していただいております。

同氏は、豊富な経験はもちろんのこと、すぐれた識見、また公正な判断力をお  
持ちであり、人格的にも高潔であることから、引き続き委員として選任いたした  
く、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでありま  
す。

続きまして、「同意第 2 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めること  
について」であります。

本案につきましては、現委員の澤 美穂氏の任期が、本年 9 月 3 0 日をもって  
満了になることに伴うものであります。

澤氏におかれましては、平成 2 6 年 9 月から 1 期 4 年間にわたり教育委員とし  
てその職務を遂行され、本町の教育行政の発展に多大なご尽力をいただきました

が、このたびの任期満了を契機に、後進に道を譲る意向を示されました。

このことから、今回、下方恵理氏を新しく教育委員として任命いたしたいと考えるものであります。

下方氏におかれましては、現在、子育てをしながら、高校や大学、企業、官公庁などでキャリアアップやマナーなどの人材育成やキャリア教育等の講師として、学校教育から社会教育まで幅広い教育に携わっておられ、保護者の観点からも教育の発展に大きく寄与しておられます。

また、下方氏は人格も高潔で、教育はもちろん、文化に関してもすぐれた識見を有しておられ、教育委員として適任であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の笹木勝博氏の任期が、本年12月31日付をもって満了となることに伴うものであります。

笹木氏におかれましては、平成28年1月に人権擁護委員に就任いただき、以来、人権相談や人権啓発活動等に熱心に取り組んでいただき、地域住民のためにご活躍いただいているところであります。このことから、引き続き笹木氏を人権擁護委員に推薦したいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、「承認第5号、平成30年度三郷町一般会計補正予算（第2号）の専決処分について」であります。

既決予算に1,651万4,000円を追加し、補正後の予算総額を96億3,833万6,000円としたものであります。

まず、総務費では、地域で自立的・継続的・発展的に児童生徒及び地域住民がプログラミング等のICT、IoTを楽しく学び合うことができる地域ICTクラブ、たつたクラブの構築支援を行い、本町におけるICTの学びを推進するため、総務省が実施する地域におけるIoTの学び推進事業の地域実証事業に応募したところ、全国で19県、近畿管内では本町のみが採択されました。

本事業につきましては、採択後、7月中に総務省と委託契約を締結しなければならないことから、これらに係る経費として、歳出では企画費で651万4,

000円を、歳入では受託事業収入で同額を計上し、7月5日付で専決処分を行ったものであります。

次に、衛生費では、国の地球温暖化対策計画に掲げられている温室効果ガス排出量を2013年と比較し、2030年に40%削減することを目指し、削減効果の大きい施設の整備更新・運用改善のための体制整備・強化に向けた調査・検討及び省エネルギー設備等の導入を行う事業に要する経費の一部を補助する、いわゆる地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業につきまして、このたび環境省の採択を受けました。

このカーボン・マネジメント事業につきましては、第1号事業の地方公共団体実行計画の改定や本町所有施設のエネルギー消費実態調査、省エネ診断、設備導入等の検討を行う業務と、後ほどご説明いたします第2号事業といたしまして、来年度以降、省エネルギー化に資するLED化工事及び空調工事等を実施するための設計業務となっております。

なお、本事業につきましては、本年度中に完了しなければならないため、速やかに第1号事業を発注し、その検証結果を第2号事業に反映させる必要があることから、歳出では環境保全対策費で第1号事業分の1,000万円を、歳入では国庫補助金で同額を計上し、同じく7月5日付をもって専決処分を行ったものであります。

続きまして、「承認第6号、三郷町税条例の一部改正の専決処分について」であります。

本条例の改正につきましては、生産性向上特別措置法が本年6月6日に施行され、中小企業に対して、ものづくり補助金等の予算措置が拡充されたことに伴うものであります。

内容としましては、中小企業の生産性向上に資する先端設備等導入計画を町が認定した場合において、設備投資に対する償却資産に係る固定資産税の課税標準を当初3年間、現行の2分の1をゼロに改正するもので、本年6月30日付をもって専決処分を行ったところであります。

次に、「認定第1号、平成29年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

一般会計を初め、特別会計6会計の平成29年度決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するも

のであります。

去る8月1日、2日の両日にわたり、瓜生、下村両監査委員により厳正な決算審査を行っていただき、また、今後の行財政運営にも適切なご指導を賜りましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

なお、各会計の詳細な内容につきましては、所属の委員会でご説明申し上げますこととし、ここでは各会計の決算額を申し上げます。

まず、平成29年一般会計の決算であります。歳入総額10億5,342万5,422円、歳出総額9億4,484万4,344円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、8億1,888万5,198円の黒字となりました。

決算の内容を見ますと、歳入では、全体の2割強を占める町税につきましては、前年度比1.1%の増となり、同じく2割強を占める地方交付税においても、前年度比3.9%の増となりました。

次に、繰入金では、下水道事業特別会計の閉鎖に伴い、基金を一般会計へ繰り入れたことにより、前年度比16.7%の増、また、町債では中学校建替事業に伴う公共施設等適正管理推進事業債の借り入れなどにより、140.2%の増となりました。

一方、前年度で地方創生加速化交付金を活用したテレワーク推進事業の実施や、公共施設再生可能エネルギー等導入事業補助金を活用した両小学校への太陽光発電システムの設置が完了するなど、国・県補助金がそれぞれ減額となりましたが、歳入総額としては、前年度比4.8%の増となったものであります。

次に、歳出では、中学校建替事業、東信貴ヶ丘跨線橋補修工事、放課後児童クラブ増築工事などを実施したところで、歳出総額では、前年度比2%の増となったものであります。

今後も税収を初めとする自主財源を確保し、国庫補助の確保はもちろんのこと、有利な起債の発行など財源の確保に努めるとともに、経費の節減・合理化を図りながら、「三郷町に住んでよし、訪れてよし、働いてよし、学んでよし」と言ってもらえるまちづくりを、より一層進めてまいります。

次に、特別会計の決算についてご説明申し上げます。

まず、平成29年度住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算であります。歳入総額3,120万3,088円、歳出総額2億6,551万2,129円で、差し

引き2億3,431万1,821円の赤字となりました。

次に、平成29年度し尿浄化槽管理特別会計の決算であります。歳入総額1,647万3,316円、歳出総額1,608万84円、差し引き39万3,232円の黒字となりました。

次に、平成29年度下水道事業特別会計の決算であります。歳入総額10億7,050万3,524円、歳出総額10億5,498万2,771円で、繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、1,547万2,753円の黒字となりました。

次に、平成29年度国民健康保険特別会計の決算であります。歳入総額29億2,319万1,228円、歳出総額27億9,514万1,323円で、差し引き1億2,804万9,905円の黒字となりました。

次に、平成29年度介護保険特別会計の決算であります。歳入総額19億1,859万5,488円、歳出総額18億7,532万5,361円で、差し引き4,327万127円の黒字となりました。

最後に、平成29年度後期高齢者医療特別会計の決算であります。歳入総額3億3,370万9,917円、歳出総額3億3,302万117円で、差し引き68万9,800円の黒字となりました。

続きまして、「認定第2号、平成29年度三郷町水道事業会計決算の認定について」であります。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

なお、当該決算につきましては、去る6月22日に、瓜生、下村両監査委員により厳正なる審査を行っていただき、今後の事業運営も含めた貴重なご意見をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

それでは、まず、経営状況についてご説明申し上げます。

平成29年度末での給水戸数は9,148戸で、前年度より44戸増加しております。

また、年間配水量は、前年度比3.6%増の275万7,169立方メートルとなりました。

一方、県営水道の受水量は、取水量全体の68.5%で、191万2,452立方メートルとなりました。

次に、経理面についてであります。まず、収益的収入では、一般家庭における節水意識の高揚等により、使用水量は減少傾向にあるものの、当年度においては、前年度同様に大口需要者の使用水量が増加したことにより、営業収益は微増となりましたが、営業外収益におきましては、長期前受金戻入が減少したことなどから、収入総額は6億4,211万2,852円で、前年度比2.4%の減となりました。

また、支出総額は6億929万5,161円で、前年度比3.3%の減となり、当年度において3,281万7,691円の純利益が生じました。

次に、資本的収支については、収入総額は4億7,218万8,560円で、前年度比267.6%の増となりました。増加の要因は、三郷町水道事業基本計画に基づく県水配水池の耐震補強及び緊急遮断弁設置工事や、災害時に対応するための連絡管など、事業費に伴う企業債の借入額の増加や下水道工事に係る負担金が増加したためであります。

一方、資本的支出では、支出総額5億9,533万2,277円で、前年度比112.9%の増となり、資本的収支の不足額が1億2,314万3,717円となったもので、消費税資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

続きまして、平成29年度三郷町水道事業余剰金処分計算書(案)であります。

当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加算し、1億2,110万4,927円となりました。

剰余金の処分については、水道施設の耐震化等、水道事業基本計画を実施する上で多額の費用が見込まれることから、建設事業改良積立金に1,500万円を、また、将来の企業債の償還に備えた減債積立金に1,000万円を積み立て、繰越利益剰余金を9,610万4,927円とするものであります。

今後も、水道事業基本計画の基本理念である「安心と安全で未来につなぐ三郷の水」に沿って、老朽管の布設がえ工事や施設の耐震化などを順次実施し、飲料水の安定供給に努めてまいります。

次に、「議案第39号、平成30年度三郷町一般会計補正予算(第3号)」についてであります。

既決予算に7,860万円を追加し、補正後の予算総額を97億1,693万6,000円とするものであります。

まず、歳出から主な内容を申し上げますと、総務費では、前年度の国・県補助金の精算に伴う返還金として、諸費で1,453万3,000円を追加するものであります。

次に、確定申告による住民税課税での配当割・株式等譲渡所得割控除額が増加したことで、申告者への還付額が例年に比べ大幅に増加したことから、税務総務費で190万円を追加するものであります。

また、昨年度に、マイナンバーカードや住民票に旧姓の併記等を可能にするため、既存の住基システム改修を実施いたしました。当初予定しておりましたコンビニ交付対応について、国の予算の範囲内で実施することができなかつたため、今回改めて申請を行い、再度旧姓の併記に対応するためのシステム改修に係る経費として、戸籍住民基本台帳費で391万9,000円を計上するものであります。

次に、民生費におきまして、老人福祉総務費では、地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金におきまして、交付予定の地域密着型特別養護老人ホームに認可外の施設内保育施設を設置する経費が補助対象となったことから、1,128万5,000円を、また、後ほどご説明させていただきます介護保険特別会計に係る保険給付費及び地域支援事業費の増額補正に伴う一般会計の繰出金として、452万7,000円をそれぞれ計上するものであります。

また、西部保育園運営費では、保育料第2子目以降無償化に伴うゼロ歳児の定員の増加により保育スペースが不足することから、プレイルームを保育室に転用する経費及び園児用備品の購入経費として、200万円を追加するものであります。

次に、衛生費では、先ほどご説明いたしましたカーボン・マネジメント強化事業の第2号事業といたしまして、来年度以降に実施する庁舎等のLED化工事及び両小学校等の空調工事を進めるための設計業務として、1,893万9,000円を計上するものであります。

なお、当該事業につきましては、平成30年度から平成32年度の3か年事業であることから、翌年度以降の事業費4億3,146万円を限度額として、債務負担行為をあわせて計上するものであります。

また、去る平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震におきまして、多大な被害が発生し、他市ではございますが、浴場の煙突が崩落したことは、議員

各位の記憶にも新しいことかと存じます。

そこで、本町の共同浴場「もみじ湯」の煙突につきまして、改めて調査を実施したところ、建築基準法の構造基準が改正された昭和56年以前の昭和51年に構築されたものであることが判明したことから、安全確認のため耐震調査を実施するための経費として、共同浴場費で45万4,000円を計上するものであります。

次に、農林業費では、これまでの農業の活性化を図るため、さまざまな取り組みを実施してきたところですが、さらなる地産地消を推進し、特産品を確立するとともに、生産性の向上・効率化を図るための農業用機械を購入する経費として、農業振興費で257万円を計上するものであります。

次に、商工費では、龍田古道の日本遺産登録につきまして、現在、大阪府柏原市と連携して申請の準備を進めているところですが、全国に向けてICTを活用したプロモーションを積極的に行い、日本遺産登録の足がかりとして、また、柏原・三郷両市町の認知度向上や魅力発信を行うことで、交流人口の増加、地域の活性化等につなげていくための基盤を構築するための経費として、観光費で1,000万円を計上するものであります。なお、本事業につきましては、3か年計画で地方創生推進交付金を活用し、柏原市と共同で事業を行うものであります。

次に、消防費では、本町消防団第5分団に配備している消防ポンプ自動車を購入から24年経過し、車両に劣化が生じておりますが、このたび、県の消防力強化支援事業補助金の内示があったことから、その購入費用として、非常備消防費で1,717万2,000円を計上するものであります。

次に、教育費では、先ほどご説明いたしましたカーボン・マネジメント強化事業につきまして、環境省の採択を受けたことから、当初予算に計上しておりました両小学校の空調設備に係る設計監理委託料を学校管理費で1,500万円を減額するものであります。

一方、歳入では、国庫補助金といたしまして、ICTを活用した観光プロモーション事業として地方創生推進交付金で250万円を、また、旧姓の併記等を可能にするためのシステム改修に伴い、コンビニ交付事業費補助金で388万8,000円を、また、カーボン・マネジメント強化事業に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金で1,242万5,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、県補助金としまして、地域密着型特別養護老人ホームに認可外の施設内保育施設を設置する経費として、地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金で1,128万5,000円を、また、第5分団消防ポンプ自動車の購入経費として、消防力強化支援事業補助金で363万9,000円を計上するものであります。

次に、先ほどご説明いたしましたICTを活用した観光プロモーション事業につきまして、大阪府柏原市との共同事業となることから、同市からの受託事業収入といたしまして、500万円を計上するものであります。

なお、平成29年度決算に伴い繰越金が確定したことから8億188万5,000円を計上するとともに、下水道事業特別会計を平成29年度末で閉鎖し、決算が確定したことに伴い、一般会計からの繰出金の精算分を下水道事業会計繰入金として4,293万4,000円を繰り入れ、財政調整基金からの繰入金8億495万6,000円を全て減額し、今回の補正予算に係る財源を充当後、残る630万1,000円を財政調整基金へ積み立てることで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第40号、平成30年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

当初予算に39万3,000円を追加し、補正後の予算総額を331万5,000円とするものであります。

内容といたしましては、平成29年度決算における繰越金39万3,000円を下水処理施設管理基金へ積み立てるものであります。

続きまして、「議案第41号、平成30年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

当初予算に1億2,804万9,000円を追加し、補正後の予算総額を27億6,477万7,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、平成29年度の療養給付費等負担金及び退職者医療療養給付費等交付金等の超過交付分を返還するため、償還金で4,531万1,000円を計上するものであります。

一方、歳入では、平成29年度決算に伴い、繰越金で1億2,804万9,000円を追加するとともに、今回の補正予算に係る財源を充当後、残る8,273万8,000円を歳出の財政調整基金へ積み立てることで収支を合わせる

ものであります。

続きまして、「議案第42号、平成30年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

保険事業の当初予算に7,202万2,000円を追加し、補正後の予算総額を20億8,175万円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、保険給付費及び地域支援事業費におきまして、決算見込み額が当初予算額と比較して増額することから、保険給付費で464万円を、地域支援事業費で3,201万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

また、平成29年度の介護給付費に係る支払基金並びに地域支援事業費の超過交付分を返還するため、償還金で487万6,000円を、また、昨年の台風による災害で保険料減免に対する還付等が増加したことから、第1号被保険者保険料還付金で57万円を計上するものであります。

一方、歳入では、保険給付費及び地域支援事業費の増額に伴いまして、使用料及び手数料で44万円を、国庫支出金で755万5,000円、支払基金交付金で1,072万3,000円、県支出金で552万7,000円を、また、一般会計繰入金で452万7,000円をそれぞれ追加するものであります。

なお、平成29年度決算に伴い、繰越金で4,325万円を計上するとともに、歳出の基金積立金を2,991万7,000円増額することで収支を合わせるものであります。

次に、サービス事業の当初予算に2万円を追加し、補正後の予算総額を569万7,000円とするものであります。

内容といたしましては、平成29年度決算における繰越金2万円を計上するものであります。

続きまして、「議案第43号、平成30年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

当初予算に318万4,000円を追加し、補正後の予算総額を3億7,123万1,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、本年4月及び5月に納付された保険料を広域連合に納付するため69万円を、また、保険料軽減特例の見直しによるシステム改修に係る経費として249万4,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、歳入では、平成29年度決算に伴い、繰越金で69万円を、また、保険料軽減特例の見直しによるシステム改修に係る経費を国庫補助金で249万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

続きまして、「議案第44号、平成30年度三郷町下水道事業会計補正予算(第1号)」についてであります。

まず、事業収益につきまして、既決予算額から4,217万円減額し、補正後の予算総額を6億1,087万1,000円とするものであります。

内容といたしまして、保有資産の修正に伴い、長期前受金戻入を減額するものであります。

次に、事業費用につきまして、既決予算額から199万6,000円を減額し、補正後の予算総額を6億5,650万6,000円とするものであります。

内容といたしまして、保有資産の修正に伴い、減価償却費を4,493万円減額するとともに、平成29年度下水道事業特別会計において繰り入れた一般会計繰入金の前払金として、4,293万円を一般会計に繰り出しするものであります。

また、特例的収入につきまして、既決予定額に2,598万5,000円を増額し、補正後の予算総額を8,584万8,000円とし、特例的支出につきましては、既決予定額に2,879万8,000円を増額し、補正後の予算総額を3,461万3,000円とするものであります。

内容といたしましては、打ち切り決算によりまして出納閉鎖期間がありませんでしたので、平成29年度予算該当分の収入及び支出の確定額を補正するものであります。

続きまして、「議案第45号、三郷町下水道条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきまして、平成29年12月定例会において議決されました下水道使用料の改定に伴うものであります。

内容といたしましては、中間排水使用料が新設されたことから、本条例における用語の定義に中間排水を追加するもので、本年10月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第46号、平成30年度三郷町立野地域し尿処理場改修工事請負契約の締結について」であります。

本案につきましては、昨年10月の台風21号で被害を受けた立野地域し尿処

理場について、流域下水への接続工事を実施するものであります。また、接続工事に伴い、雨天時の不明水流入量の余剰分を一時的に貯留する必要があるため、既設処理槽5槽を改良する工事を同時に実施するものであります。

今回、指名競争入札の結果、奈良県生駒郡三郷町立野南2丁目16番33号浅野環境ソリューション株式会社 奈良営業所 所長 大上直人を契約相手方とし、消費税を含み、1億3,014万円で請負契約を締結するもので、平成31年3月の工事完了を予定しているものであります。

続きまして、「議案第47号、平成30年度三郷町水質改善下水道污水管築造工事（惣持寺2工区）請負契約の締結について」であります。

本案につきましては、勢野東5丁目、6丁目の惣持寺地内において、污水管を築造する工事の請負契約を締結するものであります。

今回、一般競争入札の結果、奈良県生駒郡三郷町立野北1丁目31番45号興永建設株式会社 代表取締役 柳原秀行を契約相手方とし、消費税を含み、6,498万6,840円で請負契約を締結するもので、平成31年2月の工事完了を予定しているものであります。

続きまして、「議案第48号、三郷町道路線の認定について」であります。

本案につきましては、勢野西2丁目の開発に伴い築造されました道路、1路線の帰属が完了したことから、道路法第8条第2項の規定により、新たに町道認定するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、「報告第4号、平成29年度三郷町の財政の健全化判断比率等について」であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成29年度決算におきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を算定し、各指標を監査委員に審査いただいたところではありますが、今年度も実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、黒字であったことから表示されませんでした。

また、実質公債費比率はマイナス0.7%で、前年度に比べ黒字幅が0.3ポイントの増加となりました。

将来負担比率については、地方債残高が増加しましたが、昨年度に見込んでおりました勢野北部土地区画整理組合に係る損失補償の支払いが完済したため、将来負担額は減少しました。一方、基金残高につきましては、損失補償の財源や中

学校建替事業に基金を充当した結果、基金が減少し、充当可能財源よりも将来負担額が上回ったことから、前年度比で20ポイント増加し、将来負担比率は19.4%となりました。

なお、下水道事業に係る資金不足比率につきましては、黒字決算となったことから資金不足額は生じておりません。

続きまして、「報告第5号、平成29年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について」であります。

地方公営企業の経営状況を判断する資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

平成29年度水道事業会計決算における同指標を算定いたしましたところ、資金不足額は生じず、算定値はマイナス130.1%となったものであります。

続きまして、「報告第6号、平成30年度下水道事業予定開始貸借対照表の修正について」であります。

本件につきましては、本年4月1日の下水道事業会計適用時に作成いたしました平成30年度予定開始貸借対照表を修正するものであります。

内容といたしましては、固定資産の見直しにより、固定資産合計を9億8,340万4,956円減額する一方で、流動資産において、下水道事業特別会計からの引き継ぎ金を計上し、また、特例的収入の補正により4,150万5,797円を増額修正することで、資産合計を95億529万7,658円とするものであります。

また、これに伴い、負債の部及び資本の部をそれぞれ修正した結果、負債資本合計と資産合計が一致したものであります。

続きまして、「報告第7号、三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について」であります。

本件につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、平成29年度分の教育委員会の活動状況並びに施策の点検及び評価について、議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第8号、公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について」であります。

本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成

29年度の事業報告及び決算並びに平成30年度の事業計画及び予算について報告するものであります。

最後に、「報告第9号、平成29年度ふるさと寄附金について」であります。

本町では、平成26年8月からふるさと寄附金制度の受け入れを開始し、通称「ガンバレ三郷！応援寄附金」として、町内の特産品やエコバッグの贈呈など、工夫を凝らしながら実施しているところであります。平成29年度の実績としまして、221件、合計216万円のご寄附をいただきました。心より厚くお礼申し上げますとともに、いただいたご寄附については、事業目的ごとに有効、適切に活用させていただきます。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。

慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

また、明日より9日まで、三郷町芸術祭美術展が文化ホールにて開催されますので、ご高覧賜りますよう、お願い申し上げます。

**議長（山田勝男）** 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

**議長（山田勝男）** 日程第25号、「発議第3号、自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

**議会事務局長補佐（義久 仁）** 朗読します。

発議第3号、平成30年9月4日、三郷町議会議長 山田勝男様。

自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 久保安正。賛成者 神崎静代、南 真紀。

2017年5月に会計年度任用職員制度の導入を柱とする地方公務員法及び地方自治法が改正され、2020年4月に施行されます。地方自治体に働く臨時・非常勤職員は全国で65万人を超え、臨時・非常勤職員なしには自治体行政は1日たりとも運営できないといっても過言ではありません。

民間企業に働く非正規雇用労働者では、2018年4月から労働契約法第18条に基づく無期雇用への転換請求が始まりました。しかし、公務に働く臨時・非常勤職員には労働契約法は適用されず、任用であることを根拠に、「いつまでも非正規、いつでも雇い止め可能」な劣悪かつ不安定な状態におかれています。これは改正地公法・自治法施行後の会計年度任用職員制度においても変わり

ません。

については、自治体の臨時・非常勤職員の身分の安定、地位の向上をはかり、もって住民の安全・安心を守り、公務公共サービスの拡充・向上に資するため、下記の項目の実現を国に求めます。

#### 記

1、臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善に必要な地方自治体の財源を確保すること。

2、勤務時間による賃金・労働条件の格差を解消する地方自治法改正を速やかに実施すること。

3、「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持するため、本格的業務を担う臨時・非常勤職員を任期の定めのない正規職員として採用する仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2018年9月、奈良県三郷町議会。

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長

以上でございます。

#### 〔提案理由の説明〕

**議長（山田勝男）** ただいまの朗読の発議第3号について、提案理由の説明を求めます。

2番、久保安正議員。

**2番（久保安正）（登壇）** 自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書について、提案理由を述べます。

地方自治体に働く臨時・非常勤職員は全国で65万人を超え、教育、子育て等さまざまな分野で活用されており、臨時・非常勤職員なしには自治体行政は一日たりとも運営できないといっても過言ではありません。三郷町でも4月1日現在で、常勤臨時職員70人、非常勤臨時職員が44人、合わせて114人おり、正職員172人を含む職員全体の40%を占めています。

このような中、国会で臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するという一方で、昨年の5月に会計年度任用職員制度の導入を柱とする地方公務員法及び地方自治法が改正され、再来年、2020年の4月に施行されることになっています。

改正の主な内容は、新たに1年任用の一般職の会計年度任用職員制度を創設して、任用を含む期日等の整備を図り、一般職非常勤を会計年度任用職員に移行するとともに、特別職非常勤及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行って、会計年度任用職員制度への必要な移行を図ります。そして、新たに創設される会計年度任用職員には、諸手当や期末手当の支給が可能となるというものであります。

総務省は自治体に対して、会計年度任用職員制度の導入に関して、勤務条件をあらかじめ明示するという視点等から、現に任用されている臨時非常勤職員に対しては、会計年度任用職員に係る任用勤務条件の内容等について周知を図るべきと通知を出しています。

ところで、民間企業に働く非正規雇用労働者では、今年の4月から労働契約法第18条に基づく無期雇用への転換請求が始まりました。しかし、公務に働く臨時・非常勤職員には労働契約法は適用されず、任用であることを根拠に、期間は1年間の「いつまでも非正規、いつでも雇い止め可能」な劣悪かつ不安定な状況に置かれています。これは改正地方公務員法・自治法施行後の会計年度任用職員制度においても変わりません。

ついでには、自治体の臨時・非常勤職員の身分の安定、地位の向上を図り、もって住民の安全・安心を守り、公務公共サービスの拡充・向上に資するべく、国に対して下記の点を求めるものであります。

1つは、会計年度任用職員制度の実施によって、フルタイム職員は諸手当や期末手当、退職金などの支給が、また、パート職員は期末手当の支給が可能となりますが、これら賃金や労働条件の改善に必要な自治体の財源を国として確保すること。

2つには、会計年度任用職員制度では、フルタイムとパートの勤務時間によって賃金労働条件に格差を設けていますが、これを解消する地方自治法改定を速やかに実施すること。

3つには、任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営の原則を堅持するため、民間企業に働く非正規雇用労働者と同様に、本格的業務を担う臨時・非常勤職員を任期の定めのない正職員として採用する仕組みを整備すること。

以上が提案理由であります。

なお、最後に、同様の意見書が3月議会で奈良県議会、広陵町、6月議会で大和郡山市、橿原市、川西町で採択されていることを申し上げて、提案理由の説明

といたします。

議長（山田勝男） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（山田勝男） 日程第26号、「決議第1号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（義久 仁） 朗読します。

決議第1号、平成30年9月4日、三郷町議会議長 山田勝男様。

2025年国際博覧会の誘致に関する決議。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 高岡 進。賛成者 下村 修、深木健宏。

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。

また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、奈良県における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、地域の振興や住民の生活向上にも寄与することが期待できる。

よって、三郷町議会は、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など、必要な取り組みを国、地元大阪府、経済界とともに積極的に推進していく。

以上、決議する。

平成30年9月、奈良県三郷町議会。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（山田勝男） ただいまの朗読の決議第1号について、提案理由の説明を求めます。

11番、高岡 進議員。

11番（高岡 進）（登壇） 2025年国際博覧会の誘致に関する決議。

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の

存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。

また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、奈良県における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、地域の振興や住民の生活向上にも寄与することが期待できます。

よって、三郷町議会は、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など、必要な取り組みを国、地元大阪府、経済界とともに積極的に推進していくことを決議する。

以上であります。よろしくお願いいたします。

**議長（山田勝男）** 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

**議長（山田勝男）** それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

**議会事務局長補佐（義久 仁）** 朗読します。（別紙1頁～7頁）

以上でございます。

**議長（山田勝男）** お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（山田勝男）** 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

〔決算審査の結果報告〕

**議長（山田勝男）** 日程第27、「平成29年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告」及び日程第28、「平成29年度三郷町水道事業会計決算審査の報告」を求めます。

瓜生代表監査委員。

**代表監査委員（瓜生英明）（登壇）** それでは、平成29年度三郷町一般会計、特別会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

去る8月1日、2日の両日、下村監査委員とともに、平成29年度三郷町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況につきまして、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付されました平成29年度三郷町一般会計及び住宅新築資金等貸付事業、し尿浄化槽管理、下水道事業、国民健康保険、介護保険の保険事業、介護保険のサービス事業、後期高齢者医療の各特別会計の

歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支及び財産に関する調書、関係諸帳簿、証拠書類並びに同法第241条第5項の規定により、審査に付されました各基金の運用状況を審査いたしました。

なお、下水道事業特別会計につきましては、平成30年度に企業会計へ移行されるため、来年度より下水道事業会計として決算報告を行うことを申し添えます。

各会計の決算につきましては、予算現額及び収入、支出等について、関係諸帳簿、証拠書類等を慎重に審査いたしました結果、計数的に正確であり、会計経理は適正に行われているものと認められました。

また、基金の運用状況につきましても、計数的に誤りがなく、適正に運用されているものと認められました。

なお、財政の健全化を図るための財政運営につきましても意見を付したところでございますが、詳細につきましては、審査意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成29年度水道事業会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

去る6月22日、下村監査委員とともに実施いたしました平成29年度三郷町水道事業会計の決算につきましては、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、その他の関係諸帳簿、証拠書類及び決算書を慎重に審査いたしました結果、計数的に正確であり、会計経理は適正に行われているものと認められました。

なお、財政の健全化を図るため、事業の運営につきまして意見を付したところでございますが、詳細につきましては、平成29年度三郷町水道事業会計決算審査意見書をごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** どうもありがとうございました。

以上で、平成29年度三郷町一般会計、特別会計及び平成29年度三郷町水道事業会計、それぞれの決算審査の報告を終結します。

暫時休憩します。再開は、11時15分。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時15分

**議長（山田勝男）** 休憩を解き、再開します。

再開の前に、おわび申し上げます。

エアコンの故障のためにちょっと暑いかと思しますので、暑い方は上着を脱いでいただいても結構ですので、ご辛抱をお願いいたします。

〔一般質問〕

**議長（山田勝男）** 日程第29、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。

また、（発言時間の制限）第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

通告1番の兼平議員であります。先般の議会運営委員会において、兼平議員の3問目の「災害時のブロック塀対策と通学路の安全」と南議員の1問目、「指定通学路にある危険なブロック塀の撤去費用等の補助制度を」については、関連質問とすることに決定しています。

よって、申し合わせのとおり、兼平議員の一般質問終了後、南議員は関連する1問目の質問を行います。関連する質問は2回までとします。兼平議員と関連する南議員の質問合わせて、質問時間は原則1時間以内とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑にされますよう、よろしくをお願いいたします。

4番、兼平雄二郎議員。一問一答方式で行います。

**4番（兼平雄二郎）（登壇）** 許可を得ましたので、質問させていただきます。

1つ目は、学校支援ボランティア組織の育成についてです。

これは、基本的な考え方として、子育てというか、そういう教育というのは、学校と保護者と地域とが一体となってしていくのが、いわゆる子どもたちの教育だと私は捉えております。

それと、もう一つは、教員の負担過重の是正といいますか、教師が余りにも忙し過ぎる、そういうことに対して、今、世間的にも問題になってますが、そういう観点から、この質問をさせていただきました。

まず、そこに書いていることですが、学校支援ボランティアについては、10年ほど前からコーディネーターが中核となり、小学校の行事などに地域住民が協力する組織ができています。

これは私の体験で、13年か14年になりますか、三郷町が第4次基本政策をつくるときに住民と行政との共働、ともに働いたんですね。共働の政策という観点でやって、そのとき、この教育の問題も今の池田教育長が多分中心になって、そういう住民とのいろんな原案づくりを進めておられたわけですが、たまたま私、そこにも参加させていただきまして、そこで住民と、これは教育に限らずですけども、行政が一体となって進めていかなければいけないということが確認されていたと思います。

さらに、その10年ほど前にそういう国の奨励があって、いわゆる学校支援ボランティア制度というものができて、ずっと今も続いておりますが、国の補助及び町負担でもって、そういうコーディネーターの方が中心になってやっています。そういう中で、一定の取り組みは10年間進んできたと思いますし、ただ、中身を見てみますと、例えば行事のときとか、それとか教育環境を整えるための草引きとか、その他もろもろ、そういうことに地域の人がかかわっている。もう少し私の知らないところであるかは知らないですけども、そういう観点からやったと思います。いわゆる学力保障の観点からは、余り地域と教師と行政とが一体となって進められているというふうには思いません。

そういう中で、三郷町には元教員がたくさんおります。前、ほかの地域で元教員を活用しての学力保障のことについては一度述べたことありますので、1回目の質問では割愛させていただきますが、そういう元教員、基本それに限らず、その地域の有志が集まって、子どもたちの学力保障をやっていこうという組織というものは、やはり私は不十分でないかなと思います。

1点だけ申しますと、斑鳩町に行ったときに、20人ほどのそういう組織があるわけです。元教員とか、教職免許をもっている人とか、そして放課後の子どもの勉強の面倒を週2日、もしくは3日見てるわけなんですけども、20人ほどでね。担当の方、非常に苦勞なさってました。その中には、元斑鳩町で教員しとった人も入っていただいて、やっと20人なんでってな言い方をしてました。王寺町については、またあとでさせていただきます。

そういう中で、三郷町には、はっきり言って年寄りって言ったら語弊ありますけども、私も含めてですけども、年寄りだけではなくて、将来、教職を目指す奈良学園大学の学生などもいらっしゃるわけで、そういうものを含めた支援体制ですね。具体的には、王寺町では週3日、放課後、希望者には学習指導をしています。

3つの小学校と2つの中学校ですね。斑鳩町も今そういうことをしております。それをするしないは別として、いざとなったときに、例えば私が前々から言うてる高校生のための適応指導教室にしても、そういう一つの教員組織っていうか、支援組織というものの、学力保障のための支援組織ちゅうものをつくっておくちゅうことは、非常に重要なことじゃないかなと思います。

そういう中で、三郷町が今なさっていることについては、これから説明していただけたと思いますが、三郷町がなさっていることについても、そのあたりは非常に支援を得ることは、三郷町のやろうとしていることを進めていくのに非常に重要じゃないかなと思ってますので、そのあたり、どのように考えておられるのか、学力保障のためのそういう組織づくりというもの、地域住民を中心とした組織づくりというものをどのように考えておられるのかお聞かせください。

以上です。

**議長（山田勝男）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）**（登壇） それでは、兼平議員のご質問にお答えさせていただきます。

学校支援ボランティアの組織につきましては、平成18年改正の教育基本法において、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の規定が新設されました。

これに伴い、各自治体におきまして、学校支援地域本部を設置することにより、学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることで、「学校教育の充実」「生涯学習社会の実現」「地域の教育力の向上」を狙いとしております。

これを受けまして、本町では、平成20年度に三郷町学校支援地域本部事業実行委員会を設置し、学校支援ボランティアの登録を啓発・促進しつつ、多くのボランティアの皆様のご協力のもと、学校におけるさまざまな活動の活性化を推進しているところでございます。

なお、本町における学校支援ボランティアにつきましては、現在202名の方々にご登録をいただいております。その活動内容といたしましては、各小中学校に1名ずつ配置しておりますコーディネーターの総括のもと、学校支援を初め、子どもの見守り等の安全確保や学校敷地内の草刈り等の環境整備、また、学校行事のお手伝いなど多岐にわたる内容で、たくさんの方々にご尽力をいただいている

ところでございます。

今回、議員ご質問の学力保障の観点からの教科に特化した学習支援でございますが、現在85名の方々にご登録をいただき、主に社会、算数、英語、音楽、家庭科の強化を支援していただいております。また、これらのほかに、総合学習の観点から、戦争体験等の平和学習や昔遊び、職業体験等につきましても、学校支援ボランティアの皆様には、さまざまなジャンルで積極的にご活躍をいただいているところでございます。

以上のことから、本町といたしましては、既に学校支援ボランティアの組織が確立し、順調に運営されていることから、学力向上に特化した支援体制の組織化については、現在のところは考えておりません。

しかしながら、議員ご提案のとおり、子どもたちの学力向上はもとより、ボランティアの方々を初め、教職員を目指す奈良学園大学の方々の協力を得ることができれば、学校現場での貴重な体験を得る機会につながるとともに、教職員の負担軽減にもつながるものと思います。

また、町内在住の教職経験のある皆様にご協力をいただくことは、地域の貴重な人材活用の観点から、教育の活性化につながるものと考えておることから、今後も引き続き、町の広報及びホームページ等のSNSを有効に活用しながら、学校支援ボランティアの登録を促進し、町ぐるみで子どもたちの育成のための環境づくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。

**議長（山田勝男）** 兼平議員。再質問を許します。

**4番（兼平雄二郎）**（登壇） 1つ例を述べさせていただきます。三郷町のこれは中学生対象ですが、学習支援塾年間予定というのがありまして、主に金曜、火曜の例えば6月でしたら、6時半から夜の8時半まで、ずっとそういうことをやっていて、月によって時間帯が違うわけですが、火曜と金曜とか、水木金とか、そういう形で学習支援塾をなさっている、これはわかっております。ただ、これについても、私は自分がそういう立場だったからわかるんですけども、やっぱりこれをしようと思ったら、教師のかなり負担になります。教師ですから、自分の子どもの勉強を教えるちゅうことはいとわなないんですけども、こういう制度としてこういうことになったら、そしたら、一方でクラブもある、自分の目の前の子の面倒を見なければいけない、どうしたらええかっていう中で、そのときに例えば王寺町でボランティアを70人募って、1,200万の年間予算でもってやってい

るときには、学校ですることは学校で、当然目の前にある子に対する、この子を面倒見らなあかんって、それはしますけども、それ以外に体制としてそういう制度があって、70人なりのいわゆるボランティアがいて、実はその中に残念っていったら悪いんですが、私の知っている三郷町の元教員も何人か行ってます。

「三郷町にあればええのにな」っておっしゃってます。王寺町の場合は、始めて3年ほどですね。王寺町は、今コーディネーターなさっている方は、3年前まで斑鳩中学で校長さんしとった人で、その人を中心にそういう組織をつくってやっていっている。先ほど言いました斑鳩町も、3年、4年前からそういうことをやっていってるといいます。

どちらにしても子どもの学力保障をするためには、そういう学校のその教師だけに負担を強いるのではなくて、そういう地域の力を活用した組織づくりちゅうのが私は必要じゃないかなと。せっかく三郷町にいる人材が、斑鳩町とか王寺町とかに行つてそういうボランティアをしているちゅうのは、非常にもったいない話やなと私は思っております。

そういう中で、今、三郷町で募つて、ぱっとどんだけそういう具体的なことを提案して集まるか、それはわかりません。10年前でしたら私、自分がやめたばっかしなんで、大体三郷町の中で二、三十人は元教員、あんな人いてんなちゅうふうに見つかったわけですけども、今はもう10年以上たってますからわかりません。でも、やっぱりそういう準備をしていく必要はあるんじゃないか。実際、斑鳩町の中では、そういう人の募集を一生懸命してんやけどなかなか埋まらなくて、元斑鳩町の教員やった人にも手伝っていただけてますというようなことがあるんで、だから、そういういわゆる学校支援ボランティアの本来の趣旨ちゅうのは、行事面とかそういう学校の中で特別指導というか、そういうものとふだんの学力指導というものが2つあって、はっきり言って、むしろふだんの特別指導的なものについて、今、地域ボランティアをやっているわけなんですけども、それだけじゃなくて、学力保障についてやっていけるような、今ここでは具体的なことは言いませんけども、そういう組織づくりに着手していただきたいなと思つてるんです。方向性だけでも結構ですから、答えていただけたらと思います。

**議長（山田勝男）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）**（登壇） 兼平議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、王寺町を含めて、さまざまなご意見をいただきました。三郷町としても先

ほど申しましたように、今、組織体制というか、学校支援ボランティアの組織体制は確立していると思っておりますので、今ご意見いただいた件に関しましては、今後の課題として考えていきたいと思っております。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** よろしいですね。

1 問目の質問は終了いたしました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。

4 番、兼平雄二郎議員。

**4 番（兼平雄二郎）（登壇）** 地域防犯組織の充実についてということです。

地域の中に先行した組織といいますか、率として90%超えてる組織としては地域自主防災組織というのがありまして、8月24日も地域自主防災組織のありようについて、初めて町が主催した交流会がございました。そういう中で、かなり意義があったんじゃないかなと。私は、六、七年前からそういう住民同士の防災組織の交流会ちゅうのはずっと主張していたわけなんですけども、そういう意味では、今後の一つの飛躍になるんじゃないかなと思っております。

ただ、防犯組織についても、これも随分前から申し上げてまして、いつからかわかりませんが、25年の6月議会やから、今から五、六年前になるんですかね、5年以上になりますけども、そこで地域防災組織の充実を目指してということで、例えばいろんなところを例に挙げて、大阪市の住之江区などは、市から16万円の補助をもらって5台の青パトを走らせていますって、そういうふうなことも申し上げたことがありますし、そういう中で、年間50万円の地域防災組織のための補助金制度ができてきたわけなんですけども、ところが20%以下って書いてありますけども、ごめんなさい、20%程度に訂正させていただきます。今年の場合、10万円超えてましたね、50万円の10万円超えてんですから、20%程度がずっと続いています。

防災組織については非常にいろんな工夫をなさりまして、例えば今まで防災事業については、各防災組織は2万円が上限だったんですが、上限5万円になっています。それから、備品を備えるのも昔は10万円以下だったんじゃないかなと思いますが、2分の1補助で今は上限15万になっています。したがって、1つの自治会が15万と5万で20万の町からの補助金を得て、そして自治会から15万の防災の補助金を使ったら35万の事業ができる、最低それだけの事業ができる

という補助金制度になっていて、それはそれで、そういう地域防災組織の補助金ちゅうのは、ちょっとずつ上がってきております。100万円以下とか半分ぐらいのときもあったんですが、今は充分、100万円を超して、150万のうち100万円を超して上がってきておりますし、今後のそういう地域の中に、進んだ地域防災会と進んでないちゅうと語弊ありますけど、まだ余り着手できていない防災会というものが偏りがないように、みんなに広がっていくようにという意味では、一定の成果があるんじゃないかなと思います。

そういう中で、防犯組織については、今まで大分私なりに苦言を呈してきたわけですが、それはご承知のように、地域の防災組織ちゅうのは正式には2つです、自主防災的な組織は。もう一つは、自治会がやっている夜回りはありますけども、私、よそのことについてはあれですが、自分の地域の防災会というのは、五、六十人の人間が夜回りとか、それと子どもが帰ってくる3時、4時、5時に2か所のほうに立ったりとか、朝、登校のときに立ったりして、五、六十人の人間が動いたそういう外の防災・防犯組織としてあります。ただ、それも残念なことに、かつてはずっと青パトを走らせていたんですが、子どもが帰ってくる時、子どもと一緒に帰ってきて、そのまま地域を回って子どもを見守るという、青パトをずっと走らせていたんですが、青パトについては、今いろんな事情で頓挫をちょっとしております。

そういう中で、今まで何度も言ってきたことですが、50万の補助金をもっと工夫して、今までは青パトを走っていた人は、私知ってる人でも、もう3人ほど走らせなくなってます。率直に言って、「ガソリン代も自分で出すんやしな」というのが実情です。

そういう中で、大阪市のように16万もとは言いませんけども、それなりの補助をして、青パトについては、役場の職員の方が走っておられますけど、それはやっぱり限界があると思います、仕事の片手間ですから。地域のそういうボランティアというか、ボランティアで走ってやろうというそういう人たちを組織しながら、そういう人たちをもっともっとふやしていく。そうすることによって、もちろん子どもたちだけじゃなくて、地域の防犯は守られるんじゃないかなと思いますんで、そのあたり、以前から言うてる地域防犯組織の育成のためにどのように考えておられるのかっていうことと、これは組織のことですから、ちょっと答えづらいかもしれませんが、本町の場合は、組織が非常にややこしいです。

子ども見守りのため、例えば私、子ども見守りを10年間ほど、週3回ぐらいやらせていただけてんですけども、子ども見守りのためのベストは教育委員会です。それから、道のところに立って子どもを静止したり誘導したりするときの旗とか、前にちょっと張るような、飛び出して危ないですよの旗、そういうものは環境政策ですね。さらに関連して、防災については総務です。奈良県なんぞは安心・安全まちづくりちゅうことでもって、そういうものが一つになって、一体となった動きをしてるんです。私はこういうことを10年以上やっていますからわかりますけども、住民からとって、例えば私が持っている旗、「そんなどこ行ったらもらえんですか」というふうな状況なんですね。だから、そういう意味では、組織の改編は難しいとすれば、その辺のものを、本町の場合、どこで連絡ですね。この前も青パトについて、先山議員の質問に対して、私は、青パトについては西村部長が答えるのかなと思っていたら、渡瀬部長が答えられたってな問題もあって、そのあたり、どこに属してんかって非常にややこしいんですけども、その辺を今後どのように考えておられるのかっていうことです。具体的な地域防犯組織の育成についてということと、役場の中のそういう組織のありようについてお答えください。

以上です。

**議長（山田勝男）** 西村環境整備部長。

**環境整備部長（西村敦司）（登壇）** それでは、兼平議員の2問目にお答えしてまいります。

本町では、町全体の防犯意識を高め、地域の皆様による自主防犯活動の積極的な展開とその活動を支援する目的で、平成26年度から補助事業を開始しています。

1団体、1年度に上限5万円の補助金を交付していますが、開始以来、活用されている団体は2から3団体にとどまっており、執行率、言いかえれば、自主防犯組織の組織率が低い状況が続いています。

本町では、防犯力を高めるため、ハード対策として、通学路や主要な交差点等に防犯カメラの設置を積極的に進めてまいりました。一方、地域ごとの安全・安心なまちづくりの推進のためには、自治会を初め自主防犯団体に行っていただく活動が重要になってまいります。

このような組織力が伸びてこない事実を見てみますと、どうしても住民の方々

が主役になっていただかなければならないという難しさがあるかと思っております。

より多くの団体に補助金を活用していただき、安全・安心なまちづくりを進めていただくため、情報提供の仕方も今以上に工夫していかなければならないと考えています。

また、組織力が伸び悩んでいる要因を把握するため、自治会を中心に自主防犯組織に関するアンケートを実施し、施策への反映を検討してまいりたいと考えております。

次に、防災・防犯が一体となって動くべきとのご質問でございますが、ご指摘のとおり、現在、子ども見守り活動は教育委員会、防犯対策は環境整備部、防災は総務部の所管となっております。

まず、防犯対策につきましては、子どもの安全確保の重要性に鑑み、環境整備部、教育委員会だけでなく、総務部が所管する職員による青色防犯パトロールも含めまして、警察とも相互に連携を図りながら、これまでも町全体で対策を行っているところでございます。

また、防災につきましては、有事の災害対応はもちろんのこと、溢水対策や砂防対策などのハード事業を初め、地域防災計画や職員の動員体制、要支援者対策、避難所運営、自主防災組織の育成など、それぞれが広範囲にわたる業務として全部署が連携して実施しております。

防災と防犯対策は、ともに安心・安全なまちづくりを目指すものであり深く関連いたしますが、業務内容が多岐にわたることから、部署がまたぐことはいたし方ないものと考えております。

そこで、現在、町の方針といたしまして、全庁横断的に連携を深め、行政運営を図ることとしております。今後、さらに部署間の連携を図り、万全に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 兼平議員。再質問を許します。

**4番（兼平雄二郎）**（登壇） 時間がありませんので、1点だけです。

先ほど言いましたけども、青パトはむしろ逆行してます、時代と。防犯組織を充実させようとしてるけども、今まで青パトで動いていただいていた方が青パトを乗らなくなってます。むしろ、その青パトを3人じゃなく、それを5人、6人、

10人に広げていかなければだめなご時勢だと思っておりますので、それについては具体的に何か考えていただけるのでしょうか。

**議長（山田勝男）** 西村環境整備部長。

**環境整備部長（西村敦司）（登壇）** 失礼します。兼平議員の再質問にお答えしてまいります。

青パトに特化したご質問であったかと思えますけれども、今回、アンケートを実施した結果、補助金の額を見直すことによって、青パトを含めた防犯活動が積極的に進められるということであれば、予算のあり方を検討していかなければならないと、このように思います。

ただ、一方、人的なところで課題があるのでしたら、これは非常に難しい問題になるかと思えますけれども、ほかの組織との連携、このようなことも頭に入れながらやっていかなければならないのかなど、このように思っております。

以上です。

**議長（山田勝男）** よろしいですか。

兼平議員の2問目の質問は終了いたしました。

続きまして、3問目の質問に移ります。

4番、兼平雄二郎議員。

**4番（兼平雄二郎）（登壇）** 時間も近づいてますし、あとの南議員との関連ですので、1回目は簡単に読むだけにさせていただきます。

災害時のブロック塀対策と通学路の安全。

町内に地震時に倒壊の危険がある箇所があると考えられますが、実態をどのように捉えられていますか。特に通学路にある危険箇所の調査とそれに対する対策ですね、危険な箇所に対する対策、いかがなものでしょうか。

以上です。

**議長（山田勝男）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** それでは、兼平議員の3問目のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、地震が発生した際、町内に倒壊の危険がある箇所の実態についてお答えさせていただきます。

町内にある全ての構築物を把握しているわけではございませんが、町が管理する90か所についての調査を7月中旬に実施した結果、ブロック塀が存在する施

設は、三郷町役場を初めとして24か所ございます。

そのうち、鉄筋不要となる高さ1.2メートル以下の施設が10か所、鉄筋、控え壁、基礎の有無や塀の厚さの確認が必要となる1.2メートルから2.2メートルの施設が13か所、取り壊しの対象となる2.2メートル以上の施設が1か所という調査結果となりました。

今後、危険性のある箇所については、早急かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、公共の施設以外の一般住宅につきましては、奈良県の建築安全推進課や郡山土木事務所が相談窓口を開設しており、ホームページ等で点検を促しているところでございます。

一方、通学路にある危険箇所の調査につきましては、大阪北部地震が発生しました翌日の6月19日、教育総務課と道路管理担当部署であります建設課とで、両小学校及び中学校の全通学路を点検いたしました。その結果、通学路に面している公共施設には危険なブロック塀などはなく、異常は認められませんでした。

しかしながら、三郷小学校の敷地内にあるブロック積みごみ集積所につきましては、設置後の経過年数もあり、倒壊のおそれがあると判断いたしましたので、緊急で撤去処分を行いました。

今後の対策といたしましては、青色防犯パトロールで町内を巡回する際は、これまでの子どもの安全確保だけでなく、通学路の危険箇所構築物にも常に目を配らせてまいりたいと考えております。

以上です。

**議長（山田勝男）** 兼平議員。再質問を許します。

**4番（兼平雄二郎）**（登壇） 地震の起こった翌日、早速通学路を点検していただいて、ご苦労されまして、どうもありがとうございました。

ただ、今の回答を聞かせていただいても、基本的には公共施設についての対応ですね。これは、まさに県のしていることも一緒です。県は、8月と9月の県民だよりでちょろっと書いてあります、そういう危険なブロックを。そのときに、相談窓口はここですよということも書いてあります。実際、どれだけ相談あったんですかといったら、ほとんど行ってないです。県民だより、それからホームページで書いてあります。ホームページで書いてあっても、いわゆる公共施設でない一般住民が、そしたら相談窓口行ってるかって、行ってないわけなんですね。

そしたら、私、実は県に行ったとき、「これやったらアリバイづくりですね」って一言ぽつと言うてしもたんですけどね。というのは、私たちとしては、ホームページで書きましたよ、それから県民だよりでも書いてますよって、あとは皆さんの問題ですよってなね、そういう捉え方なんですね。事故が起きたときに、公共施設であろうが、一般の例えば通学路であろうが、1人の命が失われたら、私は重みは一緒だと思ってます。責任の問題は別として、重みは一緒だと思ってます。

そういう中で、例えばあとの南さんの質問の問題がありますから具体的には言いませんけども、奈良市でも一般のそういう家の補助金制度を考えていると聞いております。

それから、これはもうずっと以前からしているところですから、生駒市は11年前からですかね、いわゆるまちの景観対策とか緑化政策として、そういうブロック塀を生け垣にかえていきましょうという形でもって、年間60万円の補助金制度で。

**議長（山田勝男）** 兼平議員、補助金の件については続きがありますから、あくまでも通学の安全の件で言ってますので、それはやめてください。

**4番（兼平雄二郎）（登壇）** わかってます。そういうふうにしております。ただ、そういうことは、通学路であろうがどこであろうが、事故が起こったら一緒やから言うてんですよ。

だから、そういう意味で、あとは大阪の堺市と、それから高槻市の問題については南さんが質問することだと思いますので、それは置いておきますけども、方向性としてどう考えているのか。

いわゆる我々は公共施設だけしか考えてないのか、いや、一般のそういう住宅とか、そういうことに対してもそれなりの対応を考えてんのか、それだけお聞かせください。

以上です。

**議長（山田勝男）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** 失礼します。兼平議員の再質問にお答えさせていただきます。

町の方向性といったしましては、このあと、南議員さんのご質問で回答させていただこうと思っております。一応、補助をする方向で考えておりますので、詳細

につきましては、後ほど、南議員のご質問で回答させていただきます。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 兼平議員の3問目の質問は終了いたしました。

続きまして、関連質問として、3番、南真紀議員。

**3番（南 真紀）（登壇）** 関連質問といたしまして、「指定通学路にある危険なブロック塀の撤去費用等の補助制度を」ということについて質問させていただきます。

先ほども兼平議員がおっしゃってました同じことなんですが、今年6月18日に子どもたちの通学時間帯に大阪北部地震が発生し、高槻市ではブロック塀が倒れて、通学途中の小学生が犠牲になりました。そのことを受けて、自治体独自の補助制度の創設や制度の拡充を行う動きが広がっています。高槻市や堺市などで制度が創設されました。三郷町も子どもたちの安全のために他の自治体に倣って、期間を限った指定通学路にある危険なブロック塀の撤去等への補助制度を検討してみたいかがでしょうか。

私たち三郷町共産党議員団でも町内を視察させていただきました。町営住宅の17号棟のブロック塀は指定通学路に面しており、私は危険ではないかと思えます。先ほど町内の公共施設に関しては認められないというお答えがあったかと思うんですが、私は、こちらは危険ではないかと思っております。そのほかにも、民地のブロック塀でも危ない塀が割とたくさんありました。ぜひ、ブロック塀等の撤去費用等の補助制度の創設を検討してください。お願いいたします。

**議長（山田勝男）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** それでは、南議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員もご承知のとおり、本年6月18日に発生しました大阪北部地震により、高槻市で小学校のブロック塀が倒壊し、小学4年生の女児が下敷きとなり、亡くなられるという痛ましい事件が発生いたしました。

このことを受け、高槻市や堺市では、危険なブロック塀等の撤去工事等に対し、補助金の限度額を設定し、ブロック塀等の撤去を促進する補助制度を創設しております。特に高槻市では、あらかじめ指定している通学路に面したブロック塀等の撤去工事に対し、30万円を補助金の限度額と定め、交付しております。

なお、奈良県内では、今のところブロック塀の安全点検についての注意喚起は

行っているものの、補助制度につきましては、実施されていないと把握しております。

本町といたしましても、6月28日付で町ホームページを通じて、建物所有者に対しまして、ブロック塀の安全点検についての注意喚起を行ったところでございます。また、奈良県の建築安全推進課や郡山土木事務所も相談窓口を開設しており、ホームページ等で一般住宅の点検を促しているところでございます。

議員ご提案の指定通学路に面している危険なブロック塀等の撤去工事に対する補助制度につきましては、通学路以外にお住まいの所有者との公平性の問題が危惧されるだけではなく、個人の所有物は、あくまで所有者自身の責任のもとで管理をしていただくのが原則であると考えております。

しかしながら、死亡事故が発生している現状や県内近隣自治体の動向を勘案してみると、新たに補助制度を創設し、実施に向けた動きもありますことから、本町におきましても、指定通学路に面したブロック塀等に限定し、撤去に係る経費に対して助成できるよう、現在、その準備を進めております。

なお、助成内容といたしましては、撤去費用の2分の1、上限額10万円を検討しており、明日、明後日の文教厚生常任委員会におきまして、ご承諾をいただけるならば補助要綱を早急に整備した上で、本年10月1日から実施したいと考えております。

また、本事業に係る予算の計上はしておりませんので、当面は予備費で対応させていただき、実績を勘案しながら、次回の12月定例会におきまして、所要額を補正予算として計上させていただきたいと考えております。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 南議員の関連質問が終わりました。

4番、兼平雄二郎議員の質問と3番、南真紀議員の関連質問は、以上をもって終結いたします。

暫時休憩いたします。再開、1時15分。

休 憩 午後 0時02分

再 開 午後 1時15分

**議長（山田勝男）** 休憩を解き、再開します。

今朝、町長から報告のありました南畑のほうの停電の件ですけれども、11時30分ごろに復旧いたしましたので、福祉施設の方の避難はなくなりましたので、

ご報告させていただきます。ご心配かけました。

それでは、3番、南 真紀議員。

**3番（南 真紀）（登壇）** 「来年7月から小学校にもエアコンを」ということについて質問させていただきます。

今年の夏は連日35度を超える猛暑が続き、全国的に小学校、中学校の教室にエアコンをとという声が広がっています。三郷町でも平成31年度以降、小学校にもエアコンを設置することになってはいますが、来年7月から使用できるよう検討できませんか。よろしく願いいたします。

**議長（山田勝男）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** それでは、南議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

近年、異常気象により、7月から連日35度を超える猛暑日が続いております。特に本年は、7月23日に埼玉県熊谷市で41.1度を記録し、国内の観測史上、最高気温が5年ぶりに更新するとともに、東京でも観測史上初めて40度を超え、日本全体が災害レベルでの猛暑が続きました。

そのような状況の中、夏休みも終わり、一昨日から2学期が始まり、各学校では運動会・体育祭の練習に加え、中学校でのクラブ活動など、今月も猛暑の中、屋外での授業等が予定されております。

教育委員会では、教職員に熱中症を未然に防ぐため、細心の注意を払いながら、子どもたちへの対応に当たるよう指示しているところでございます。とは申しましても、暑さ対策には空調整備が必要となりますことから、本町といたしましても、熱中症対策の一環として、小中学校へのエアコン設置は喫緊の課題でありましたが、先ほど町長からの提案説明もありましたように、環境省のカーボン・マネジメント強化学業の採択を受け、本年度は両小学校への空調設備に係る設計業務を、次年度は整備事業に国庫補助金の交付を受けられることとなりました。

なお、議員からの来年7月から使用できるようにとのご提案ではございますけれども、補助金の交付決定の時期の関係上、また、契約に当たり議会の議決も必要なことから、7月からの使用は難しいかと考えますが、できるだけ早期に整備を完了できるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 南議員。再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） では、来年の7月の町としての対策はどのようにお考え  
でいらっしゃいますでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（山田勝男） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 南議員の再質問にお答えさせていただきます。

確かに今年の7月、かなりの猛暑でございました。その対策といたしましては、  
冷風機等、一時的にレンタルする方法もございますけれども、来年度のエアコン  
設置予定台数が普通教室で約44台でございます。その台数を確保するとなれば、  
ほかの小学校も来年度からエアコンを設置する動きとなっておりまして、確保す  
ることが難しいかもしれませんけれども、何らかの方法で考えていきたいと思っ  
ております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 3番、南 真紀議員の質問は、以上をもって終結いたします。

それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1番（神崎静代）（登壇） では、1問目、国保の子どもの均等割減免をということ  
で質問いたします。

他の保険制度にはない世帯の加入者数に応じて課税される国保には、均等割が  
あります。こういった均等割になりますと、サラリーマンのほうは扶養する子ど  
もの数がふえても保険料は変わりませんが、国保は所得のない子どもなど  
にも課税をされるため、被用者保険に比べて倍ぐらいの金額になる、こういった  
ことの要因の一つになってるのだと考えます。

埼玉県ふじみ野市や富士見市では、今年度から3子以降の均等割の負担軽減を  
実施しております。また、全国市町村会とか全国知事会からも国に対して、子ど  
もに係る均等割保険料を軽減する支援制度の創設を要望もされています。

こういったことから、三郷町でも子どもの均等割減免を考えられないでしょ  
うか。

議長（山田勝男） 大西住民福祉部長。

住民福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答え  
させていただきますと思います。

現在、本町で行っております国民健康保険税の減免及び軽減措置は、災害や収  
監された場合など、国の通知に基づき条例で定めた減免と国民健康保険法施行令  
に基づく低所得者世帯への軽減のみであり、町独自の減免は行っておりません。

平成30年度からは、国民健康保険財政を安定的に運営することを目的として国民健康保険の県広域化が始まり、平成29年11月に県が策定しました奈良県国民健康保険運営方針では、「同じ所得、世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても保険料水準が同じとなることを目指す」とされています。

議員ご質問にあります子どもの被保険者に係る町独自の減免制度を設けることにつきましては、こうした広域化による運営方針の趣旨にそぐわないものと考えられます。現に、県内で市町村独自の減免は実施されていない状況であります。

また、独自減免の財源についても、対象者以外の被保険者が負担する場合と一般会計からの法定外繰り入れを行う場合の二通りが考えられますが、いずれも税負担の公平性など、国や県が示す方向性に逆行しているものと考えられます。以上のことから、現時点において、町独自の減免制度を設けることは妥当ではないと考えております。

しかしながら、現在、国において、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入について、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響などを考慮しつつ検討が行われているところでありますので、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 神崎静代議員。再質問を許します。

**1番（神崎静代）**（登壇） 財源のことでいいましたら、法定外繰り入れにつきましては、確かに段階的に計画的になくすべきというのが従来からの国の方針でした。本年度から財政運営の責任主体を都道府県に移行しましたけれども、その制度移行による保険税の急騰や国民の不満や怒りが生じることを避けるため3,400億円を投入するとともに、市町村による一般会計からの法定外繰り入れを前年規模程度認めるなど、激変緩和を図りました。

そのため、今年度は一般会計からの法定外繰り入れを維持して値上げをやめた自治体とか、また逆に引き下げた自治体も生まれています。政府は、念願だった国保の都道府県化をスタートさせながら、初年度に法定外繰り入れの解消を全面実施できなかった大もとには、加入者の貧困化、高齢化や国保税の異常な高さなど、国保制度の矛盾を覆い隠せなくなったということがあると思います。

2015年に新しく都道府県化について国会で議論された際、2015年4月16日の衆議院本会議での高橋千鶴子議員、翌日の4月17日の厚生労働委員会

での堀内照文議員、我が党の共産党の議員ですけれども、質問をしましたときに、新制度スタート後も市町村独自の法定外繰り入れは制限されず、引き続き自治体でご判断いただくという答弁をその当時繰り返していました。地方自治を規定した憲法のもと、国保に対する市町村独自の繰り入れを法令で禁止できないというのが政府の説明でした。

今年の骨太の方針でも改めて「国保財政の健全化に向け、法定外繰り入れの解消など先進事例を後押しするとともに横展開を図り、受益と負担の見える化を進める」と明記して、これからあとも国からの圧力が強まるということは必至ですけれども、今のままの制度の中で繰り入れを解消すれば、今でも高過ぎる保険料がさらに引き上げられ、住民の負担増を招くだけであり、繰り入れの即時解消が非現実的であるということは、厚生労働省も認めざるを得なくなっています。

保険料が高過ぎる理由としては、国の負担が少な過ぎることがあります。国庫負担の引き上げや、これからは県独自の法定外繰入制度を求めていくということは必要なことですが、それまでの間は市町村での一般会計からの繰り入れを必要な規模で行うことが必要ではないかと思えます。

今回の質問で均等割の減免のことを言ってますけれども、国保の高い保険料を少しでも引き下げるために、そういう制度を実施してはということなんですけれども、今年度、均等割の減免とか、多子世帯の減免に踏み出した自治体が広がっています。先ほど述べた埼玉県ふじみ野市は、国保法77条で、被保険者に被災、病気、事業の休廃止などの特別な事情がある場合、市町村の判断で減免ができるということが規定されています。ふじみ野市ではこれを活用して、子だくさんを特別な事情と認定して、軽減を行っています。仙台市では、2018年度からの保険者努力支援制度に子どもの人数に着目した配分もあり、これを活用して減免を実施しています。それ以外にも、北海道旭川市、横浜市、東京都清瀬市などがあります。福島県の南相馬市は、一般会計から約1,300万円を繰り入れて実施をしています。家族の人数に応じて保険税がふえる均等割の制度は、他の制度には先ほども言いましたようにないため、子どもがたくさんいる多子世帯には過度な負担となっています。

子どもの医療費の助成なども地方から広がって行って、国に制度の改善を求めていくっていうふうなことを同時にやっていたけれども、この均等割減免も国が制度をつくるまでは、地方自治体が先行して実施していく、地方が頑張るよ

うにすべきだと思いますけれども、町はどのようにお考えでしょうか。

**議長（山田勝男）** 大西住民福祉部長。

**住民福祉部長（大西孝浩）（登壇）** それでは、神崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

さきの回答と重複いたしますけれども、町の独自の減免制度を設けることは、平成30年度から始まりました広域化による県の運営方針にやはりそぐわないものと考えております。

また、質問の中にありました、減免を行っているほかの市町村の財政措置について、一般会計からの法定外繰り入れをもらっているところがあるということでございますけれども、広域化により、国・県は法定外繰り入れを解消しようとしている中で、これまで法定外繰り入れを行っていない本町として、あえて今、減免の財源のために法定外繰り入れを行うということはいかかなものかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、現在、国で議論されておりますので、国の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 1問目の質問は終了いたしました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

1番、神崎静代議員。

**1番（神崎静代）（登壇）** それでは、2問目の文化センター施設等の使用料・用途の見直しをということで質問します。

文化センターの調理室や創作室1など、利用率の低い部屋があります。調理室は、調理して試食をすとなれば、午前・午後、両方使わなくてはいけなくなるので、午前の6, 200円、午後A4, 100円、合わせて1万300円の使用料が必要となります。調理をするということで材料費なども要りますし、その施設を使ってやりたいということになりますと、かなりの負担になり、使用料を下げしてほしいという声が寄せられています。創作室1は、他の部屋があいていないときや会議などにも使用していることがあるようです。そうなりますと、使用料が会議をするには高いということになります。

文化センターなので文化的に必要かどうかという点はもちろん押さえなければなりませんので、利用率が低いからその部屋をなくすとか、用途を変更すると

いうことは一概にはできないんですけれども、一度、使用料や用途について見直してはどうかと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

**議長（山田勝男）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

平成28年の12月議会におきまして、文化センター内の施設を利用者がより一層利用しやすくなるよう、利用区分を午後からの4時間を2時間ごとに区分する改定を行い、平成29年4月から施行してまいりました。しかしながら、議員ご指摘のように、文化センター内の調理室及び創作室1につきましては、改定後も利用率が低いのが現状でございます。

また、本センター内の調理室の使用料につきましては、利用者から「使用料が高い」とのご意見をお聞きしておりましたので、近隣自治体の状況を確認したところ、ほぼ同じ広さの調理室と比較しますと、他の自治体よりもやや高い使用料設定となっております。また、創作室1は、工作ができるよう水道も設置していることから、他の部屋に比べ、部屋の広さからいえば、若干使用料を高く設置しております。しかしながら、利用率が低く、会議室としての利用もあることから、同じ広さの部屋と同程度の使用料に見直しすることも必要であると考えております。

このことから、両部屋の使用料及び用途を再考して、利用しやすくなるよう、見直してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 2問目の質問は終了しました。

1番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終了いたします。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

**2番（久保安正）（登壇）** 雨水溢水地区対策調査の具体的内容と今後のスケジュールはということで質問いたします。

昨年10月の台風や今年7月の西日本の豪雨被害は、日本はいつ誰が被災者になっても不思議ではない時代になったように思います。防災復興の両面で、従来の延長線上でない施策を講じることが求められていると思います。

三郷町でも地域防災計画の見直しに続いて、台風などの雨水による浸水被害を最小限にするため溢水調査を実施し、対策を検討する雨水溢水地区対策調査費が

今年度予算に700万円計上されております。

昨年10月の台風21号の豪雨では、三郷町では浸水被害が惣持寺地区、明治団地地区、岡垣内南地区、中学校東地区、多聞橋地区、神前橋地区、三郷駅前地区、それから高山地区、下水ポンプ場地区の9か所で発生し、床上浸水が26棟、床下浸水が25棟、車庫の被害が12棟という被害状況でありました。

今年度行おうとしている調査の具体的な内容と、それに基づく事業をこれからどのようなスケジュールで進めようと考えているのかお聞かせください。

**議長（山田勝男）** 西村環境整備部長。

**環境整備部長（西村敦司）（登壇）** それでは、久保議員の1問目にお答えいたします。

昨年の台風21号や今年の西日本豪雨では、関西圏でも多くの被害をもたらしました。また、気象庁によりますと、地球温暖化の進行に伴い、突然の豪雨や台風、洪水も増加していくと予想されています。このことから、本町においても災害に強いまちづくりを進めることが急務となっております。

ご質問にありますように、本町では、ソフト面で地域防災計画の見直し、ハード面で雨水溢水地区調査業務を実施しているところでございます。

雨水溢水地区調査業務の具体的な内容といたしましては、昨年10月に発生いたしました台風21号による大雨の影響により、町内各地における家屋の浸水被害を受け、これらの浸水被害を解消、もしくは軽減すべく、おのおのの地区に応じて被害要因の解析を行った上で実現可能な対策や、それに係る概算工事費の算定等を検討するものでございます。

昨年の台風21号によります町内での浸水被害は、大きく分けて7か所でございます。質問の中では9か所とございましたけども、大きく分けますと7か所でございます。この7か所における浸水対策を検討するものであり、特に浸水常習地域となっている惣持寺につきましては、昨年度に大和川河川事務所において、昭和57年の災害の雨量を想定して実施されました大和川流域総合治水対策整備効果の取りまとめ業務というのがございまして、この成果をもとに昨年の台風21号による雨量等を想定して、浸水被害が発生しないために必要な貯留、排水施設や概算工事費を再検討するとともに、事業化に向けた課題整理や実施手順の検討、関係機関との協議に基づく実施条件の整備等を行います。

今後のスケジュールについてでございますが、本業務の履行期限が今年の

12月28日となっており、各地区の対策については、本業務の対策方法や概算工事費等を見定めながら、来年度以降に実施していきたいと考えております。

また、昨年の台風21号により、大和川の溢水による被害を受けた神前橋付近と関屋川付近の無堤防区間につきましては、大和川河川事務所において、今年度より築堤工事が実施されると伺っているところでございます。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 久保議員。再質問を許します。

**2番（久保安正）（登壇）** 今部長から惣持寺地区を中心にして調査をして、この調査で工事費等の概算も決定されるということでもありますので、それと大和川流域総合治水対策整備効果取りまとめ業務、これの成果も踏まえながら解消していきたいということで答弁いただきました。

あの地域は大雨が降ると、言うてますように、ちよくちよくつかるという地域で、一番最優先で取り組まなければいけない地域だというふうに思います。その他の地域も含めて、お金も恐らくかなりかかることになるし、それから貯留池をつくるにしても、用地の確保等々いろんなことがあろうかと思えますけども、できるだけ早急を実施するというので、よろしく願いをしときます。

以上です。

**議長（山田勝男）** 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

2番、久保安正議員。

**2番（久保安正）（登壇）** 奈良県広域消防組合の人員計画の変更及び全体統合後の西和区分の市町村分担金の増額についての町の対応はということで質問をさせていただきます。

さきの6月議会の質問で、私は県の広域消防組合の人員計画について、広域消防組合が結成される前の平成24年12月策定の奈良県広域消防組合運営計画と、今年の平成30年2月に策定された第1期奈良県消防組合中長期ビジョンでは、人員の削減幅が運営計画では63人となっていたのに、中長期ビジョンでは37人へと26人少なくなっているが、計画とビジョン策定時の人員計画についての根拠となる資料を組合に提出させるように町のほうに求めました。

組合から回答がありました。その回答ですけども、平成24年12月に策定した運営計画、これについてはどういう回答かといいますと、運営計画で示された

人員は組織全体を一貫したルールに基づいて算出したものではなく、旧の各消防本部で積算をした結果だという、それだけの返事です。それから、ビジョンの人員計画については、西和区分、いわゆる西和消防署ですね、西和区分の人員は、平成24年以降5名を減員してきたが、緊急件数の増加など需要が増していることから、平成29年度の162人、西和消防署ですけれども、162人からさらに人員を削減することは、消防力が劣勢に陥る懸念が生じてきたことから体制の見直しを行った。要するに、これ以上削減しませんよという、そういう回答でした。

運営計画、それからビジョンのいずれについても、人員計画を出してきた基礎、根拠となった具体的な資料は一切提出されませんでした。しかも、先ほども述べましたが、ビジョンに至っては、西和区分について述べているだけで、広域組合全体については一言も触れられていない回答でした。人員計画というのは、算出する基礎となるデータがあって初めて立てられるものだと私は思います。もととなるデータ、資料を広域組合がどうして提出しないのか不思議でなりません。

ところで、組合は、7月3日に市町村分担金の負担方法等の検討についてというテーマで平成30年度第1回運営協議会を開きましたが、その運営協議会に提出された資料によりますと、現場部門を含む全体統合となる平成33年度からは、人件費が現行区分単位の自賄い、所属負担割から組合全体で平準化した人件費単価に基づく職員配置数割に移行する。この影響で西和区分、いわゆる西和消防ですね、平成30年度の予算額で、この全体統合後の職員配置数割に変えて試算を行ってみると、現在、平成30年度の西和区分の予算は13億5,374万円ですが、これから9,299万円増の14億4,673万円になるという資料が提出されております。

人件費の負担方法が変わることによって西和区分の負担がふえるというのは、これはあらかじめ予想されていたことです。それは議員の皆さんもご記憶でしょうけれども、町のほうもご記憶でしょうけれども、消防費にかかわる基準財政需要額に対する負担割合を平成30年度の予算で見ると、組合全体の平均は94.7%であるのに対して、西和区分は基準財政需要額に対して64.9%にとどまっています。ですから、広域組合全体で平均化されると、当然人件単価上がってくるわけです。それに西和消防署に何人いるかを掛けてきますから、当然上がってくる。その試算を行うと、今申し上げた9,299万円、西和区分でふえるということでもあります。

三郷町についても試算が出ておりますけども、平成30年度は2億2,398万8,000円の分担金でしたけども、職員配置数割による組合の試算では2億3,937万4,000円、1,538万6,000円の負担増となります。人件費は、組合の経費のうち約75%を占めております。県広域消防組合のここに来て根拠資料も提出しない人員計画の変更、削減するといったのを、「いや、事情によって削減できません」という人員計画の変更、それから全体統合の西和区分の市町村分担金の増加予想について、町はどのように考えているかをお聞かせください。

**議長（山田勝男）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼します。それでは、久保議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

奈良県広域消防組合の人員計画につきましては、6月議会の回答と同様になりますが、今後も引き続き、保有する消防力と構成市町村が負担する分担金のバランスをとりながら経費を抑制しつつ、最大の効果が発揮できる組織運営に努めていただくよう要望し、その動向を傾注してまいりたいと考えております。

次に、人件費の負担方法については、平成25年に制定された規約、協定書において、「平成33年度の全体統合後は、職員配置数割により、当該区分を構成する市町村が負担する」と規定されております。職員配置数割に移行した場合、議員ご指摘のとおり、西和区分における人件費の負担が急増する試算となり、組合内でも課題となっております。

その一方で、地域消防力に対する応分負担という考えに合致する、人件費単価の平準化で分担金支出が安定化するといった見方もあるようです。いずれにいたしましても、現在、課題解決に向け、組合内に市町村分担金の負担方法等について検討するワーキング会議が設置され、制度移行に伴う問題点の洗い出しと課題解決を図るための協議が行われております。

本町といたしましては、まずはその方向性と議論の内容に傾注してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 久保議員。再質問を許します。

**2番（久保安正）（登壇）** 平成33年度から全体統合後は、今、部長の答弁がありましたけども、職員配置数割でやるということは既に協定した、規約ですかね、

しっかりと要は決まっているということで、そのようになるわけですが、率直に言いまして、広域の組合の規約等々がつくられていくときには、言葉だけはわかっておるんですけど、それがどういうことになるかってことは、正直言って予想つかなかった。恐らく予想つけてた人がいるんでしょうけどね、予想つけてる人が当然いたはずです。今、ここに、それが具体的に平成33年度ということで、目の前に見えてきたようになってるわけですが、ちなみに運営協議会に出された資料を見てますと、職員配置数割に制度移行することによって市町村分担金が増減するわけですが、今申し上げた西和は、言いましたけど、基準財政需要額に対して、一番成績いいわけですから、上がるのが一番大きいんです。全体で先ほど申し上げましたけど、9,298万8,000円、西和で上がります。下がるのは宇陀が一番大きいのかな、7,568万4,000円下がります。2番目に上がるのは五條です。7,401万7,000円上がります。それから、2番目に宇陀に続いて下がるのは中和です。5,746万5,000円下がります。要するに、下がる所と上がる所は物すごい差が出てくるわけ。これが先ほど部長からもありましたけども、既にこれは決まっていたことで、今ここで結果というか、実際の姿が見えてきたというわけですが、私が申し上げたいのは、先ほども言いましたけども、組合の経費の75%が人件費です。だから人件費が一番気にしなきゃいけないわけですが、先ほども一番最初の質問で言いましたけども、平成33年度に全体統合をされるわけですが、広域組合ができる前に決められたことですが、人員の削減計画はその決められたとおりにはなりませんよというのを組合は今言うてるわけですね、一方で。それで、その一方で、人件費の負担方法については、現行区分単位の自賄いから職員配置数割になりますよと言ってるわけですが、今、部長のほうから、ワーキンググループ等々をつくって、人件費の負担については論議があると言ってるんですけど、論議をすると言っただけであって、そのとおりは実施しませんということは、まだ現に何にも言うてないわけなんですね。人員計画については既にできませんと言っただけです、はっきりと、人員削減についてはね。私は、これは組合が大変勝手な虫のいい話をしてるというふうに思います。私は絶対認めることはできません。このことを組合にしっかりと申し入れるべきだと思いますけども、いかがでしょう。

議長（山田勝男） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、久保議員の再質問にお答えさせていただきます。

本町といたしましても、職員配置数割に移行することによりまして、分担金が急増する区分への配慮として、ある一定の緩和を求めていきたいと考えております。広域組合といたしましても、そのあたりは課題であるとの認識は持っておりますので、ワーキング会議を設立し、問題点を洗い出して、課題解決を図るとしております。その中で、現行制度で理解が得られない場合は、新たな分担方法を検討するということがあります。問題解決を図る意向は持っておりますので、そのあたりに期待していきたいと考えております。

今後、その動向を注視いたしまして、今後も要望をしまいたいと考えております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 久保議員の再々質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 大変くどくなりますけども、人員削減はできませんよ。

一方で、人件費の負担方法は、今までどおりやりますよってことは絶対認められませんよってことを私は言うべきだというふうに重ねて申し上げときます。どうですか、その点では。それ、しっかり言うていいんじゃないですかと思いますけどいかがでしょう。

議長（山田勝男） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 今、広域消防組合のほうも、かなり考えていただいているというふうに思っております。その中で、今後、うちのほうも、先ほども申し上げましたとおり、ある一定の緩和という部分では当然していただきたいと、急激にふえるということは避けたい。それとプラス、西和区分というのが、ほかの広域する前に効率的な組織であったということがあるので、幾分の上がる部分というのは、広域化の意味合いからしますといたし方ない部分があるのかという部分もありますが、おっしゃるとおり、人員の計画、人員数については変更する、そして負担割合のほうは、人員数割を平準化するといったところは、そのままするというのは確かに言われているところもありますので、そのあたりを含めまして要望等、それをやめるやめないということはございませんが、緩和できるように要望していきたいと考えております。

議長（山田勝男） 2問目の質問は終了いたしました。

2番、久保安正議員の質問は、以上をもって終結いたします。

それでは、9番、深木健宏議員。

**9番（深木健宏）（登壇）** 議長のお許しを得まして、フレイル検診の実施について質問させていただきます。

今年の春の新聞で報道されました奈良県の平均寿命は、男性が81.4歳、女性が87.3歳、三郷町は、男性が81歳、女性が87.8歳で、女性については、三郷町が奈良県で一番高い平均寿命でございました。それに比べ、健康寿命は平均寿命に比べて10歳から13歳と差がありますけれども、健康寿命を延ばすことによって自立した生活を送り、生き生きとした一生を過ごすことができると言われています。

では、いかに健康寿命を延ばすか。今注目されているのが、このフレイルという概念であります。フレイルとは、年をとるにつれて、病気ではなく、1、筋力の低下、すなわち身体の虚弱、フィジカル・フレイルというものです。2つ目に認知機能の精神的虚弱、メンタル・フレイル。3つ目に社会とのつながり、最近外出するのが少しおっくうになった、社会性の虚弱であります。ソーシャル・フレイルと申します。筋力、認知機能、社会とのつながりを含む身体の活力の低下した状態であり、健康と要介護の中間的状态をいいます。多くの人が健康な状態からフレイルを経て、要介護状態に至ると言われています。フレイルにならないように予防するには、できるだけ早くフレイルの兆候に気づき、生活慣習を見直すことが大切であります。

そのためには、まずフレイルを評価していくことが必要です。フレイルの診断基準にいろいろあるようですが、最も広く用いられているのが、CHS基準であります。1つ、最近体重が減った、低栄養、1年間に約4.5キロ以上減少する場合をいいます。2つ目に身体能力、歩行速度が遅くなってきた、いわゆる歩行速度の低下であります。3つ目に筋力、握力の低下。4つ目に疲れやすくなった、易疲労感、何をやるにも面倒だと週に三、四回感じるようになった。5つ目にエネルギーの使用量、これは身体の活力のレベルの低下であります。以上の5項目のうち3項目に該当する場合はフレイルとし、1、2項目に該当する場合はプレフレイル、前段階のフレイルとしています。この基準は、多面的なフレイルの中でも特に身体的フレイルの側面を見ているという特徴があります。

このように、フレイルチェックのようなフレイル予防活動を行うメリットとして、

町として取り組んでいる介護予防事業、地域の介護、医療、福祉機関につなげやすい点が挙げられます。フレイル検診の本年度の取り組みと現状をお知らせいただきたいと思えます。

**議長（山田勝男）** 大西住民福祉部長。

**住民福祉部長（大西孝浩）（登壇）** それでは、深木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

フレイルとは、先ほどの議員のご質問にもありましたとおり、要支援・要介護認定とまではいきませんが、高齢者の身体機能や認知機能が低下して虚弱になった状態のことをいい、その有症率は65歳以上の高齢者全体で10人に1人以上、予備軍は3人に1人とされておりまます。また、フレイルよりも前の段階のことをプレフレイルと呼ばれ、この段階から適切に管理することで健康な状態まで回復を目指したり、フレイルへの移行を防止したりすることができます。

それらのことを受け、本町では、本年4月に大阪大学大学院医学系研究科と共同研究の契約を締結し、フレイル検診を実施するものであります。

議員ご質問の本年度にありましては、11月5日から9日までの5日間に開催されますスッキリ教室8教室と運動器の機能向上教室2教室を受講されている方、約100名の方を対象に検診を実施するものであります。

その検診の内容といたしましては、まず、プレフレイルの判定に係る5項目の質問や基本チェックリストの25項目の質問などの問診をタブレット端末を用いて行います。

次に、加齢や疾患によって筋肉量の低下が起こっている状態かどうかを把握するため、握力、足指力、膝間力の測定を行い、そして、体の成分の均衡状態が一目でわかるインボディという機械を使用して、体の成分である体水分量や筋肉量などを測定いたします。さらに運動器の衰えによる移動機能の状態を判定する2ステップテストを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 深木議員。再質問を許します。

**9 番（深木健宏）（登壇）** ただいま部長のほうからご回答いただきました。高齢者の心身機能が低下するフレイルの兆候を見逃さないように取り組みしていくのがフレイル事業であります。介護が必要になる手前の段階で適切に指導し、高齢者が健康な生活を維持できるようにすることが目的でございます。

体が動かなくなってきたのは年のせいと諦めていたのが、毎日軽い運動をしたら調子よくなってきた。フレイルに陥った高齢者を早く見つけて適切に支援すれば、要介護に進むのが防げる。衰えの兆候が見えたとき、栄養を改善する指導や認知機能を改善する運動、社会的な孤立を解消する働きかけをすれば、健康に過ごす時間を延ばせるといいます。

「70歳代を高齢者と言わない都市」を宣言した神奈川県大和市では、フレイルの兆候の一つ、低栄養の高齢者への働きかけに特色があり、介護予防アンケートで65歳以上の対象に、低体重かつ半年間で2キロ以上体重が減少した人を調べ、栄養士が戸別訪問で状況を把握、誤った知識で食事を減らした人や経済的な理由で栄養が不足する人に個別に対策を指導している。また、精神心理的な要因の改善に焦点を当てるのは、愛知県大府市では、国立長寿医療研究センターと協力して認知症の予防対策を進めています。75歳以上を対象に認知症の前段階とされる軽度認知障害、MCIを見つけるプラチナ長寿検診を実施しているようでもあります。

先ほど大西部長の回答の中で、プレフレイルの判定、筋肉量の測定など、2ステップテストを行うとのことでもあります。

町長が本年度の予算大綱の中で、町と大阪大学大学院とのフレイル検診の共同研究開発、これを行うというふうに宣言されておりました。本年4月14日に締結された町長は、「三郷町が健康長寿で奈良県一、いや、日本一につながる取り組みにしなければ」と言っておられました。私は、大きな健康長寿のまちづくりの取り組みだと思っています。

生活習慣病の予防策として、メタボ健診は定着してまいりました。これは、60歳代から出始める老年期特有のフレイルの兆候はつかめない、食事やカロリー摂取について考えていく必要があります。

ここで、皆さんに自分で簡単にできる指輪っかテストをお伝えしたいと思います。これは、親指と人差し指、これをこう合わせまして、足首のふくらはぎ、ふくらはぎの上からおろしていきます。普通、健康な人は開きます。これですとんと下まで落ちると完全なフレイルの兆候が出ているというように言われています。ここですのも何ですので、休憩の時間にひとつまた試していただきたいと思えます。栄養や口腔、運動、社会性、心の4分野の質問に答えるイレブン・チェックも簡単な方法としてございます。

先ほど大西部長のほうから、25項目のチェックということもおっしゃってありました。きめ細かなそういった検診に基づいて、簡単に1年や2年でぱっとできるものではございませんので、若いときからいろんなそういった機能を、あるいは機会等を見つけて発見していただければと思っているところでもあります。

最後に、高齢者の心身の衰えフレイルを見逃さない、要介護への進行を防ぐフレイルの知識を、若いときから知っておく必要があると思います。年がいつてからすぐにフレイルだっていうことで慌てるんじゃなくして、若年性機能検査とかいろいろあるわけでございますけれども、そういったことも含めて、大いに三郷町の今後のフレイルの取り組みについて頑張っていたきたいというふうに思っているわけでございます。健康長寿日本一を、どうか皆さんとともに目指そうじゃありませんか。そういったことからフレイル検診の結果を受け、今後どのようにされていくのか教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**議長（山田勝男）** 大西住民福祉部長。

**住民福祉部長（大西孝浩）（登壇）** それでは、深木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今後につきましては、さきにお答えさせていただきました検診のデータを大阪大学で分析をしていただき、任意ではありますが、現在ある社会資源を活用してフォローアップを行い、住民自身が継続性のある本人に見合ったフレイル対策に取り組み、6か月または1年後に同じ検診を受診していただき、そのデータの比較を行います。

それらのことを繰り返すことにより、住民自身がみずからの健康状態を把握し、それぞれの方に合ったフレイル対策を見出すことで、健康寿命の延伸につなげてまいりたいと考えるものであります。

また、フレイル検診の受診については、その検診の対象者である65歳以上で介護認定を持っておられない方全てに受診していただくことを目標に、まずはサテライト型で行っているスッキリ教室の受講生や各地域で自主的に行っているいきいき100歳体操の場所などに出向き、より多くの方にフレイル検診を受診していただくよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 9番、深木議員の質問は、以上をもって終結いたします。

それでは、8番、辰己圭一議員。

8 番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり、J-クレジット制度の活用について、一般質問をさせていただきます。

人間の活動の拡大に伴い、二酸化炭素等の温室効果ガスが大量に排出されるようになり、地球全体の温度が上昇し、世界各地で異常気象が起こっております。今や地球温暖化の抑制は世界的な問題となっております。この奈良県においても温室効果ガスの排出量は年々増加傾向にあり、対策を講じなかった場合、平成32年度では740万トンになることが予想されております。

京都議定書の後継となったパリ協定の枠組みの中で、日本は中期目標として、2030年度の温室効果ガスの排出を2013年度の水準から26%削減することが目標として定められました。そして、国は対策の一つとして、J-クレジット制度の活用を力を入れております。この制度は、国内クレジット制度とオフセット・クレジット制度を一本化し、2013年度から省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの導入などの取り組みによるCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を売買可能なクレジットとして認証する制度で、これは国、つまり経済産業省、環境省、農林水産省が運営されております。こういった事業が対象かといいますと、省エネルギーや再生可能エネルギー、そして農業、それから森林活動など、約60項目の取り組みが対象とされていて、2030年度まで実施されます。

この本制度により、地方自治体、大企業、中小企業、これは個人もいけるんですけども、などの省エネ、低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで、環境と経済の両立を目指すというものです。簡単に言いますと、クレジットをためて、売る側はお金がもらえて、設備投資の一部をそれで補い、さらなる省エネ投資に活用ができて、温暖化対策をPRできます。また、クレジットを購入する側は、CO<sub>2</sub>削減の目標達成に利用できまして、温対法やカーボン・オフセットなどの活用、つまりもっと簡単に言うと、その目標のCO<sub>2</sub>の削減ができなかった量を購入したクレジットで相殺することができまして、環境への貢献をPRできるメリットがあります。

全国の各自治体でも取り組みをされているところがありますが、1つ例に挙げますと、岡山県の津山市では、住宅における太陽光発電設備の導入や公的施設の高効率のエアコンの導入、市有林の間伐と植栽等の森林経営など複数のCO<sub>2</sub>排出削減活動を実施されており、地元企業と共同でJ-クレジット制度に取り組ん

でおられます。

三郷町では、温暖化防止の取り組みとしてクールチョイスもありますけども、照明のLED化、太陽光発電やガスコージェネ、ペレットボイラーの設置等々、ほかにも三郷町独自のミサトっ子やサテライトオフィス、さまざまな分野においてCO<sub>2</sub>排出削減に貢献しています。もう既にこういった取り組みをしているので、例えば環境系のプロジェクトを立ち上げて国からの認定を受ければ、それ相応のクレジットがいただけるかと思えます。

また、新電力会社「三郷ひまわりエナジー」も今後稼働していくと思われるんですけども、こういったさまざまな省エネ設備投資の一部をクレジットの売却益によって補うことで、投資費用の回収やさらなる省エネ投資ができるJ-クレジット制度を活用すべきだと考えます。三郷町として、この制度の活用をどのように考えておられるのかお聞かせください。よろしく申し上げます。

**議長（山田勝男）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）**（登壇） 失礼します。それでは、辰己議員のご質問にお答えさせていただきます。

近年の異常気象から地球温暖化の傾向が加速していると言われ、温暖化対策は世界的な喫緊の課題となっております。

これまでの本町の地球温暖化対策といたしましては、公共施設への太陽光パネルの設置、照明設備のLED化、もみじ湯でのペレットボイラーの導入、給食センターでのガスコージェネレーションシステムの導入、クールチョイスの推進、ミサトっ子を活用した本町ならではのクールビズなど、独自の地球温暖化対策の活動を実践しているところであります。

また、平成28年5月に閣議決定された政府の地球温暖化対策計画では、2030年度における温室効果ガスの排出量を2013年度比で40%削減することといった高い目標が掲げられております。その達成に向けまして、本年度よりカーボン・マネジメント強化学業に国の採択を受け、取り組んでまいるところであります。

そして、本町では、平成27年に国連で採択された持続可能な世界を実現するための開発目標であるSDGsの理念及び目標に賛同し、環境問題も含め、町の諸課題の解決に取り組むため、本年8月6日の子ども議会において、13名の子ども議員の皆さんとともに「SDGs環境未来都市宣言」を行ったところであり

ます。これを契機に、地球温暖化対策の取り組みをさらに充実してまいりたいと考えております。

そこで、議員ご提案のJ-クレジット制度についてであります。この制度は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの導入、最適な森林経営などの取り組みによる温室効果ガスの排出削減量や吸収量を売買可能なクレジットとして国が認証するものであります。地方自治体におきましても、温室効果ガスの排出を削減するためのプロジェクト計画を策定し、国から承認されることで、実際に削減された排出量を売却可能なクレジットにすることができます。

J-クレジットの創出者のメリットといたしましては、施設整備によるランニングコストの低減やクリーンエネルギーの導入を図ることができるほか、J-クレジットの売却益をさらなる省エネ投資に活用できること、また、地元で縁の深い企業に利用されることで、新しい地域ネットワークの構築につながる事が挙げられます。

一方、J-クレジットの購入者側のメリットといたしましては、クレジットの購入を通じて、日本各地の森林保全や省エネ活動を後押しすることができ、また、地球温暖化対策の推進に関する法律で義務づけられている温室効果ガス排出量の報告への活用や、企業評価調査における企業PRにもつながること等が挙げられます。

このように、双方にメリットがありますが、注意すべき点もございます。

J-クレジットの創出者が売却した温室効果ガスの削減量につきましては、J-クレジットの購入者に移行することとなるため、J-クレジットの創出者は温室効果ガスを削減したことにはならないという点でございます。

このため、先ほど申し上げました、温室効果ガス排出量40%削減の目標達成に影響する可能性があります。また、国から交付されます補助金によっては、J-クレジットとして削減価値を他者に売却した場合、補助金の返還を求められることもあり、本町の場合、J-クレジット制度の導入につきましては、慎重に検討する必要があると考えております。

しかし、町主体ではありませんが、本年度に供給開始を予定しております地域新電力会社「三郷ひまわりエナジー」におきましては、今後、運営状況を鑑みながら、太陽光パネルや蓄電池の導入、また環境への取り組みとして再エネの導入支援なども実施していく予定でありますので、その中でJ-クレジット制度の活

用につきまして、協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 辰己議員。再質問を許します。

**8 番（辰己圭一）（登壇）** ただいま加地部長のほうから答弁をいただきましたが、質問者の私より詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。

ちょっと重複する部分があるかもわからないですけども、今の答弁を聞いておりますと、デメリットもあると。クレジットを売ると、その分貢献したことにはならないっていうこともあるのかとも思うんですけども、逆に言いますと、こっだけ削減したよっていうことを見る化にもなるのかなとは思うんですけども、売買別としてね。僕は別に、今後の規模にもよりますけども、CO<sub>2</sub>の排出削減量が多ければ、全部売らなくても、多少なりと売ったら、その分売却益が上がるのでいいのかなとは思ってるんですけども。

実は、このJ-クレジット制度は、ほかにも活用ができると思うんですけども、実は、この制度は、持続可能な開発目標SDGsと深く関係があります。ちょうどこれ、3年前の9月に国連サミットで採択されて、重複しますけども、この三郷町でも8月6日に子ども議員とともに「SDGs環境未来都市宣言」が行われましたが、このSDGs、これは先ほど町長からも説明いただきましたけども、簡単に言いますと、世界を変えるための17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されていて、地球上の誰一人として取り残さないということをそれぞれの国が誓ってやっていこうかということなんですけども、このクレジット制度の取り組みは、実はSDGsの17の大きな目標の中で、7番「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」と、13番「気候変動に具体的な対策を」、この2つにかかわっております。日本政府は、SDGs実現に向けて、積極的に地域づくりを目指す自治体をSDGs未来都市として政府が選定し、予算もつけて、これからサポートしていこうと取り組んでおられます。主に経済、環境、社会の3つの観点から持続可能性を見ているところでございますけども、しつこく、ここで提案させていただきます。

三郷版SDGsの目標の中に、これから目標を掲げて、ターゲットを決めていかれると思うんですけども、この中にJ-クレジット制度の環境系のプロジェクトを取り入れていただき、温暖化対策の取り組みをさらに充実させて、災害に強いまちづくりを目指していただけたらなと思っておるんですけども、最後に、今

後の取り組みについて、期待ができる答弁をお聞きして私の質問を終えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（山田勝男） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 失礼します。それでは、辰己議員の再質問にお答えさせていただきます。

SDGsについて、ほんとはよく勉強していただきました、ありがとうございます。子どもたちと一緒に、この三郷町をすばらしい未来にしていこうということで、8月6日の子ども議会で一緒になって「SDGs環境未来都市宣言」を行いました。昨日も台風が来たように、日本の環境、世界の環境が非常に悪いところに来ていると思います。そして、J-クレジット自体が、要するに、三郷町では検討していこうっていう、ちょっと後ろ向きな回答をさせていただいたんですが、このJ-クレジット自体は、根本はCO<sub>2</sub>を出さない国とCO<sub>2</sub>の出す国との取引やったんですね。それが発端でしたから、要するに全体環境からすれば、CO<sub>2</sub>は減ってないことになるんです。ですから、そういうことよりもSDGsで求められているのは、全ての環境をよくしていくには、全ての国がCO<sub>2</sub>の削減をということなので、J-クレジットのほうよりもカーボン・マネジメントやいろんなことで三郷町のCO<sub>2</sub>の削減を図ってまいりたいと、そういうふうに思いましたので、ご理解をいただきたいと思います。

そして、これから三郷町が「SDGs環境未来都市宣言」をした中でやっていくSDGsについては、先ほど議員がおっしゃったとおり、環境と社会と経済、この3つが組み合わさってぐるぐる回します。先ほど深木議員からもおっしゃっていただいたフレイルの件もそうです。フレイルの件は、社会の中に入ります。そして、三郷町で健康寿命日本一にしようというところは、社会の部分に入ります。そして、辰己議員がお聞きになられた環境については、今そこにカーボン・マネジメント、そしてクールチョイス、そして安心・安全な災害に強いまちづくりをしようということで、環境に入れております。そうやって今後ともSDGsを中心としていろんなことをやっていきたいと思いますので、どうぞご理解いただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

議長（山田勝男） 8番、辰己圭一議員の質問は、以上をもって終結いたします。

暫時休憩いたします。再開、3時。

休 憩 午後 2時39分

再 開 午後 3時00分

議長（山田勝男） 休憩を解き、再開します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私からは、ファミリーサポートセンター事業についてということで質問させていただきます。

ファミリーサポートセンター事業は、育児援助を受けたい人と行いたい人が会員となって有償で相互援助を実施するというものであり、既に制度創設から20年以上がたつ長い歴史を有する事業です。有償で子育ての相互援助というのを具体的に申し上げますと、例えば学校からの下校後に、放課後児童クラブからの閉所時間に保護者の帰宅までの少しの間の預かりであるとか、塾への送迎を頼んでみたりであるとか、乳幼児を育てる親の通院や冠婚葬祭、またはちょっとした休息をとりたいといった、そんな事情のために一時預かりをお願いしたいと、また場合によっては、子育て世帯のための調理補助などを行っているサポートセンターもあるというふうに聞いております。

あらかじめ定めたルールの範囲内で、援助をする方と受ける方との相談の上、柔軟に支援を行って受けることができ、それに対して、1時間当たり700円から800円前後の報酬を支払うというものです。そして、このファミリーサポートセンター事業とは、これらの援助会員、依頼会員の方の仲介コーディネートを行う事業というふうになっております。

さて、厚生労働省は、平成28年度では、全国の834市町村で行われているこの事業を、平成31年度には950市町村まで増加させる目標を立てており、国・県合わせて、事業費の3分の2の補助を行っております。

この事業については、平成23年3月議会で神崎議員、29年3月議会では南議員が一般質問で触れられております。それに対する町からの答弁といたしましては、その補助要件、先ほど3分の2の補助を行っているというふうに申し上げましたけども、会員数が神崎議員の質問当時は、100名いるサポートセンターでないと補助がおりないというふうな条件になっておりまして、この補助要件を満たす会員数、とりわけ助ける側、提供会員というんですけども、を確保できないであろうという回答や、奈良県内では11の市が事業を行っているが、町村では、このサポートセンターを行っているところはないという回答をされておられ

ました。

ただ、まず前者について、補助要件のほうなんですけども、現在は50名の会員数で補助要件を満たすとされておりまして、再考をいただく余地があるのではないかなというふうに考えております。後者についていえば、市であるか町であるかという点のみで、子育て支援の程度が異なるべきではないと私は思うんですけども、実態としてそうであるならば、なおさらほかの町に先駆けて、子育て支援の先進地としての存在を確立していただきたいというふうに考えます。もっとも全国的に見れば、平成26年で全764町のうち132町、17.6%の町がこの制度を導入しており、決して珍しいというわけでないというような状況であります。

今後、三郷町でも、ぜひファミリーサポートセンター事業を開始していただきたいと思い、これに関する町の見解をお聞きいたします。

**議長（山田勝男）** 窪こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（窪 順司）**（登壇） それでは、木谷議員のご質問にお答えいたします。

ファミリーサポート事業とは、ご質問でもありましたように、子育ての援助を受けたい方と行いたい方が会員となり、市町村で設置したファミリーサポートセンターが仲介をして、条件に合った会員を紹介し、有償で会員同士が支え合う相互援助事業です。

具体的には、先ほど申しさせていただきましたように、保育園、学校や塾までの送り迎えをしたり、保育園の利用時間外や保護者が子どもを見ることができないときに、かわって預かってもらうことができたりします。

援助を受ける側は、必要なときに必要な時間だけ援助を受けることができ、また、ベビーシッター等を頼むよりも安価な料金で利用ができます。援助を行う側も、これまでの子育ての経験を生かせることや収入的にもメリットがあります。

一方で、援助を行う側は、研修を受講するものの有資格者ではない方がほとんどのため、保育の質にばらつきがあり、利用者間のトラブルもあると聞いています。中でも、近隣自治体におきまして、子どもを預かり中に対象乳児が死亡するという悲しい事故も発生しております。

このファミリーサポート事業につきましては、直近では、先ほど申しさせていただきましたように、29年3月議会におきまして南議員から質問があり、その回答

として、平成26年度に実施した人数調査の結果、この事業を希望されている方は12.8%で、前々回の調査結果と余り変わらず、ニーズが多いとは言えないことから、次回の子ども子育て支援事業計画の策定時に行うニーズ調査の結果を踏まえて、検討してまいりたいと答弁したところでございます。

とは申しましても、このファミリーサポート事業につきましては、前々回の調査から4年が経過し、社会情勢も変化していることから、来年度に実施を予定しているニーズ調査の結果をしっかりと分析を行い、既に実施されています市町村の状況なども総合的に勘案をして、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山田勝男） 木谷議員。再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、再質問をさせていただきます。

答弁いただいた内容が、アンケートの結果に基づきまして、ある意味、需要が見込めないというふうなお話と、あと、援助会員、援助をする側の方の資質といえますか、専門性の問題があるというふうな内容であったというふうに受け取りました。

私は、この質問に先立ちまして、先行事例の調査をいたしました。確かにファミリーサポートセンターの中には、現在、ほとんど活動ができていないという自治体も実際ありました。ただ、多くのファミリーサポートセンターで課題とされているのは、依頼会員の数、頼みたいほうの会員の数や依頼自体の数ではなくて、以前に町の答弁において指摘のあったとおり、援助会員の確保が難しいという点が多くを占めておりました。おおむね、依頼会員と援助会員は3対1ないし4対1という比率で、援助したい側の会員は常に不足しているというものです。

これは、先ほどの質といえますか、安全性というところにも若干関係があるんですけども、そういう専門性を高めるために高い研修義務を課すようであれば、なかなかそれを押して活動してくれる援助会員が集まらないといったジレンマが実際はあるんですけども、そこは何とかバランスをとりながら、検討いただけたらというふうに思います。

援助会員の不足についてなんですけども、これについては、ファミリーサポートセンターという事業の内容が三郷町において浸透していない現状で、先を見通すのはなかなか難しいところは確かなんですけども、継続していくに従って、依頼会員として援助を受けて、お子さんを育てた人が、その子どもが手を離れたこ

とによって自分の受けた援助をお返ししようと、いわば子育ての後輩を助けたいということで、依頼会員から援助会員のほうにかわって登録をされるようになるというサイクルがほかのセンターでは起きつつあるということで、なかなか最初は難しいところも多いと思うんですけども、継続していくことでサイクルができたらというふうに思っております。

実際、以前の神崎議員の質問に対するお答えのほうで、・都市のファミリーサポートセンターの会員数、当時122名というふうにお答えいただいておりますけども、現在は350名まで増加して、月に40件、50件ほどの利用があるようで、地域の子育てサポートのインフラとして浸透しているというふうに見受けられています。

先ほど、前回のアンケート以降の社会情勢の変化というお話ありましたけども、三郷町は、特に新興住宅地区である勢野北地区のような地区もありまして、近隣に両親の住んでいない子育て世代が多く住まわれるようになって、ここ数年でなっております。そのために、このような近所の方々の相互援助の子育て支援の必要性が特に高くなっているというふうに考えます。三郷町では、既にいろいろな子育てサポートを行ってきておりますけども、ファミリーサポートセンターの活動は、そういういろいろな制度で賄えない、いわばすき間を柔軟に埋めつつ、支援できる活動として重要であるというふうに思います。

また、今後も三郷町で子育てをしたいという世帯により多く住んでいただくためにも、このような配慮が不可欠であると考えますので、ぜひ今後も前向きに検討をいただけたらというふうにお問い合わせいただきまして、私からの質問を締めくくらせていただきます。ありがとうございます。

**議長（山田勝男）** 7番、木谷慎一郎議員の質問は、以上をもって終結いたします。

それでは、6番、佐野英史議員。一問一答方式で行います。

**6番（佐野英史）（登壇）** では、議長のお許しを得まして、一般質問を2本させていただきます。質問通告では、1問目、スクールポリスで教職員の負担軽減と学校安全確保をとというふうな形で質問をさせていただいております。

承知のとおり、来年4月の新年度から新中学校での授業が始まります。現在、奈良学園大学の敷地を提供いただいて、2年間の仮設校舎での学びとなっておりますが、もちろんこの建替事業が進む過程におきましては、不便や不満というものも多々あったと思いますけども、私個人ではよかった部分もあったと思います。

私個人では、大学のキャンパスで学ぶことで、勉強にスポーツに新たな夢を持つきっかけになったのではないかというふうに思っています。

もう一つは、これは教職員の方からご意見をいただいたんですけども、学校の安全面でよかったんじゃないかというふうに思っています。それは、大学正門に警備員がいたことで、教職員の心理的負担が軽くなったというふうにお聞きしました。具体的には、生徒というのは、年代によって穏やかな学年もあれば活発な学年もあって、一概ではないんですけども、この2年間の仮設校舎での生活においては、比較的生徒が穏やかに生活できてたのではないかというふうに先生方はおっしゃってます。学校の安全については、池田小学校事件以降、文部科学省は各教委を通じて、不審者の侵入対策とか、あるいは災害とか事故など対応マニュアルとか計画の作成を進めているわけなんですけども、この安全管理というのも教職員がやらなければならない仕事かもしれないんですけども、実際、最近、教職員の仕事は多忙だというふうに言われておりますように、授業に部活、生徒指導等、多忙な教職員の負担を軽くする上でも、新中学校のスタートにおきましては、スクールポリスとか警備員と言わないまでも、教職員をサポートできる職員の配置は検討できないかという形で質問させていただきます。どうぞお答えください。

**議長（山田勝男）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** それでは、佐野議員のご質問にお答えさせていただきます。

三郷中学校建替工事に伴い、奈良学園大学の敷地内に建設しております仮設校舎での学校生活も、2年前の今ごろは不安な面も予測されましたが、これまで大きな問題もなく、無事に1年半が経過し、残すところ半年となりました。

現在の正門入り口には、奈良学園大学により警備員を1名増員していただき、2名が常駐されていることから、子どもたちへの安全性もより高まり、教職員の負担軽減にも寄与しているものと考えております。

しかしながら、議員ご提案のスクールポリスや警備員と言わないでも、教員をサポートできる職員の配置となると、多額の人件費や委託料が必要となります。実際、このような事例は、奈良県内における公立の小中学校では余りなく、生駒郡内におきましても、教職員が登下校時に挨拶及び指導を兼ねて、校門で立哨しているのが現状でございます。

このような中、三郷中学校では、警察のOBの方々がスクールサポーターとし

て1か月に2回程度、学校の様子や非行問題などについて巡回していただき、特に大きな問題が生じた場合には、警察と連携しながら学校長及び教育委員会と協議を行い、早期解決に向けた取り組みを行っております。

また、不審者の侵入を阻止するため、各小中学校の校門には防犯カメラを設置しており、加えて休校日や時間外には、民間警備会社に学校の施設管理を委託しながら安全管理に努めております。

さらに夏休みなどの長期休暇中には、不審者の動きを封じ込める道具でありますすまたの使い方や不審者の対処方法など、専門家による教職員への安全管理研修も行っております。

ご承知のとおり、働き方改革を推進するため、教職員の負担軽減については喫緊の課題ではございますけれども、学校の安全管理につきましても、教職員の重要な職務であることから、現段階ではスクールポリス及び警備員の配置、また教職員をサポートするための職員配置等は考えておりません。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 佐野議員。再質問を許します。

**6番（佐野英史）（登壇）** ただいま部長に答弁いただいたように、奈良県内ではほぼ前例がないということで、実際、全国を見てましても、政令指定都市とか、比較的財政力のある自治体が独自にスクールポリスとか導入しているところはあるんですけども、多分、三郷町のような人口2万程度の自治体では、導入しているところほとんどないと思います。部長のおっしゃることもよくわかるんですけども、今おっしゃったみたいに、元警察官の職員の方にも来ていただいたりとか、実際、午前中の一般質問で兼平議員が言っていました学校ボランティアとか、内外の方々にもいろんな形で助言や協力をいただいておりますので、そういうことも含めて、学校だけではなくて、地域一体で、これからも学校の安全、子どもの安全を見守っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

**議長（山田勝男）** 1問目の質問は終了いたしました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

6番、佐野英史議員。

**6番（佐野英史）（登壇）** では、2問目に移らせていただきます。

災害情報伝達に有用なスマホの高齢者向け教室の開催をという形で質問させて

いただきます。

平成29年の情報通信白書によると、2016年時点でスマートフォンの普及率は71.8%となっています。ちなみに固定電話が72.2%、パソコンが73%になって、本年の6月現在では、その71.8%という数字が79.4%まで上がっています。スマートフォンはそれまでの連絡通信手段の枠を超えて、ICTの可能性をどんどん大きくしております。防災や避難誘導等の側面でもスマートフォンが役立った事例も出ています。現在、60歳以上でも55%以上の普及率を記録しているようで、70歳代でも30%を超えると言われてしています。

携帯各社は、契約者向けに店頭で使い方教室を行っていますが、本来、行政が関与する分野ではないと思いますけども、災害時の有用性を考えれば、高齢者のスマホ保有を高めていくことができればと思います。

実際に警報を発することが多いんですけども、三郷町が行政防災無線で発信したことも三郷町のメール登録をしておれば、聞き取りにくくてもメールで配信されることがあります。これは、別にスマートフォンでなければ受信ができないというわけではなくて、携帯電話でも受信ができるわけなんですけども、私は行政防災無線が聞こえなかったときは、3分か5分後ぐらいに届いてくるメールで内容を確認してということをするんですけども、例えば携帯電話よりもスマートフォンのほうが情報量が多いと、それはただ単にメールではなくて、例えば災害情報をインターネットを通じて獲得をする、具体的に、例えば大和川の水位がどうなってるのかとか、三郷町周辺の警報がどういうふうに出てんのか、あるいは台風の進路がどうなっているかということも含めて、テレビで見るような形で、スマートフォンでそれは確認することができると思っています。そういう意味では、多分、携帯電話よりもスマートフォンが避難誘導に有用になっているというふうに、私個人で思っています。

先ほど申しましたように、そういう携帯電話、スマートフォンのセールスではありませんけども、そういう講習、保有率を高めていくっていうことは行政がやるべきことではないと思うんですけども、KDDIはauの販売の親会社なんですけども、行政が主催する場合に、使い方教室を出張で行っています。KDDIの場合は、スマートフォンを持っている人を対象としているんじゃなくて、スマートフォンを持ってない人も含めて、タブレットであったり、スマートフォンを貸し出した上で、使い方教室を行っています。この使い方教室をもし催すことが

できれば、スマートフォンを利用した災害対応とか、あるいは行政が発信する安全情報の活用というものが促進されるのではないかというふうに、私個人は思っています。

このことについて、町としてはどういうふうにお考えかお聞かせください。

以上です。

議長（山田勝男） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼します。佐野議員の2問目にお答えさせていただきます。

昨今、全国各地で毎年のように地震や台風、豪雨による災害が発生する中、特に高齢者等の要支援者の避難や安全確保については、喫緊の課題となっております。

議員ご指摘のとおり、災害時において、SNSを利用した安否確認や気象情報、行政からの情報を受ける手段として、スマートフォン等、ICT機器の有用性が広く認められているところであります。その一方で、スマートフォンの普及率は年々上昇しているものの、支援が必要な高齢者等においては、「使い方がわからない」、また、「操作が難しい」などの不安を感じておられることも多いと認識しております。

このような中、本町におきましては、先般、総務省が実施する地域IoTの学び推進事業の実証団体として採択を受け、民間事業者、地域の代表者や有識者から構成される地域ICTクラブを立ち上げ、今年度において、プログラミング教室やスマートフォン、タブレット、PCの便利な使い方などさまざまな企画で、広くICT機器の活用や普及啓発事業を展開してまいります。その事業の一環として、今月と来月の2回、「災害時に家族と連絡をとる方法」と題し、高齢者はもちろんのこと、子どもを含めた全ての住民を対象にセミナーを開催いたします。

内容といたしましては、災害時における情報収集方法や掲示板機能について学ぶとともに、実際に三郷町行政放送メール配信サービスに登録するなど、災害時を想定して、ご自身の通信機器を用いて連絡する実践的なものとなっております。また、災害時においては、避難状況の情報発信が留守中の窃盗につながるなど、平常時とは異なる個人情報の管理が必要となります。このことから、災害時に注意すべきセキュリティについても講演いただく予定であります。

本町といたしましては、今後もこのような事業を活用しながら、継続的にスマ

ートフォンを含めた I C T 推進事業を積極的に展開し、災害に強いまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**議長（山田勝男）** 佐野議員。再質問を許します。

**6 番（佐野英史）（登壇）** では、再質問をします。部長の答弁、多分、町の広報にも載っていたと思うんで、多分 9 月 2 日に行われて、持ってくるものにスマートフォンが。高齢者の皆さんは、スマートフォンに買いかえても、実際は電話機能しか使っていないとか、大体私が聞く多くは、中学生、高校生のお孫さんから「おばあちゃん、スマートフォンにかえたら」っていうようなことを言われるけども、やっぱり使いなれた携帯電話をずっと使っているっていう方が多い。多分、きっかけとして、スマートフォンを持ってない方にスマートフォンを与えてというか、K D D I の場合は、スマートフォンを持ってなくても、スマートフォンとかタブレットを貸しますよという形ですので、例えばスマートフォンを持ってるけども、使い方がよくわからないっていう方に使い方を教えるっていうことも有用だと思うんですけども、スマートフォンを持ってない方にも初めてスマートフォンを使っていたかっていうことで、スマートフォンに対する抵抗を低くしていくっていうことも必要なんではないかなと。あるいは三郷町の I C T の発展の一環としてやっていくってことはいいことだと思うんですけども、それ以外の場面でも、例えば老人会を通じて行っていくとか、いろんな形で積極的にスマートフォンの活用とか、安全活用とか、いろんな形で研修とか教室を開いていってくださればと思います。それについての意見をお願いします。

**議長（山田勝男）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 佐野議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、三郷町といたしましても、携帯を持っておられる方に、まずこのような形で今回セミナーを開かせていただいて、高齢者の方も使い方をわかっていただいて、その方々の口コミで、その方々が今度逆に高齢者の方々にまた伝えていただいて、普及していく方向になっていったらなど。そのまず第一歩として、今回、セミナーを開かせていただいて、現在ご使用されている高齢の方で使い方がわからない方が使いやすくなれば、その方が「これはいいよ」と口コミで今後も広げていただいて、I C T の普及啓発活動を今後もそういう方向で進めていきたいと考えております。

**議長（山田勝男）** 2 問目の質問は終了しました。

6番、佐野英史議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、5番、先山哲子議員。

**5番（先山哲子）（登壇）** 議長のお許しを得まして、私の一般質問に入ります。皆さんお疲れと思いますが、私で終わりですので、もう手短かに済ませたいと思いますので、よろしくお願いします。

「健康長寿のまちづくり」についてであります。長寿国であります我が国の医療費は、ご存じのように年間40兆円を超え、高齢化が進むに伴って、年間1兆円ずつ右肩上がりにふえ続け、財政を圧迫しております。

長寿国であるのは大変喜ばしいことではあります。認知症、また病気に縁遠く、周りに迷惑をかけず、元気で長生きしてこそ、本当に喜ばしいことであるし、また本人にとっても幸せということになると思います。また、医療費や保険料の削減にもなります。ご存じのように、見直しごとにほとんどの方は、保険税、保険料が値上げという現状があります。

各自治体では、さまざまな工夫をしながら、介護予防事業に力を入れております。森町長が就任された3期目に掲げる5つの柱の1つに、健康長寿のまちづくりというものがあります。介護や認知症を予防する、健康寿命を延ばす、運動能力や筋力を高めるなど、施策の充実を掲げておられます。先ほど、深木議員のフレイル検診も、このうちのひとつかと思えます。

当町では、スッキリ体操、いきいき100歳体操ほかいろいろな事業をやっておりますが、スッキリ体操というのは、いきいき100歳よりもちょっと前にあったんですかね、早く、週に一、二回、約30分の運動で体を動かすことによって効果があるというもので、サテライト型もありますし、運動機能の向上、また、脳トレによって認知症を予防する。いきいき100歳体操というのは、いろいろな条件があるんですけれど、5人以上の参加者が集まれば、会場は自分たちで、自治会館とかいろいろな施設を確保する、また、DVDのデッキも用意するとか、椅子も用意するとか、いろんな条件、自分たちで運営していくとかありますが、それで実施となれば、3か月間は数回指導にも町のほうから来ていただけますし、行政が支援してくれます。また、口腔とか、口の中ですね、そういったこといろいろありますが、先日、たまたまNHKを見ましたら、見たことのある方たちが出ているなど思いましたら、町長を初め知ってる方が出られまして、この事業によって三郷町は特に力を入れておりますので、この介護予防の事業によって、か

なり介護認定者削減につながったと言っておられました。そのことで町外からも問い合わせがあると聞いております。

前にも兼平議員が介護予防について質問、いろいろとスッキリ体操についても質問されておりますが、今現在のこういった介護予防の事業ですね、どういったものがあるのか、内容、回数、参加人数、また、私ようわからないんですが、スッキリ体操といきいき100歳体操と名前は違いますが、どう違うって、どうなのかちょっとわからないんですね。その辺もはっきりわかるようにお聞かせいただきたいと思います。これまでの事業のあらかたでいいですが、何年間やって、参加人数と回数と、細かくはいいです。回数と参加人数、例のテレビで放映されました、かなりの削減効果があったという、どういった効果、どのように削減になったのか、そのことをお聞かせください。

**議長（山田勝男）** 大西住民福祉部長。

**住民福祉部長（大西孝浩）**（登壇） それでは、先山議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町で行っております介護予防事業につきましては、三郷町一般介護予防事業実施要綱に基づき、6つの事業を実施いたしております。

1つ目は、加齢に伴う運動器の機能低下の予防と機能向上を目的とした運動器の機能向上事業。

2つ目は、高齢者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する口腔機能向上事業。

3つ目は、平成25年度から始めました音読、計算、筋力低下を防止する体操などを取り入れた認知症予防事業のスッキリ教室。

4つ目は、地域で自立した生活を支えられるよう、既存の施設等を活用し、親睦や支え合い事業としてのふれあいサロン事業。

5つ目は、住民主体の集いの場を充実させる地域づくりを推進するための健康サポーターの育成及び地域への派遣を行う健康サポート事業。

6つ目は、自治会を対象に体操や談話を通して活動している場に専門職が定期的に訪問し、活動内容の提案や評価を行う地域リハビリテーション活動事業。

これらの事業を介護予防事業として行っており、それぞれの事業の29年度の実施回数及び参加人数につきましては、まず、運動器の機能向上教室は、4か月を1クールとし、毎週金曜日の午前と午後に1教室、年間6教室を開催、受講者

数は延べ570名であります。

次に、口腔機能向上教室は、1回開催し、27名の参加がありました。

次に、スッキリ教室は、8教室開催し、1次予防教室は延べ4,178名、2次予防教室は延べ857名の受講がありました。

次に、ふれあいサロン事業は、1事業所が実施いたしました。

次に、健康サポート事業は、16名のサポーターを養成し、延べ22回地域への派遣を行いました。

次に、地域リハビリテーション活動事業は、2地区で実施いたしました。

また、介護予防事業ではありませんが、昨年度から始めましたいきいき100歳体操等を取り入れた地域の自主的活動を6地区で行われ、延べ2,776名の方が参加されました。

それらの事業の取り組みの効果といたしましては、介護保険の認定率が平成27年度は20.4%、28年度は19.9%、29年度は17.4%と年々減少傾向となっており、介護保険の認定率の減少がこれらの事業の効果であると考えております。

また、スッキリ教室といきいき100歳体操の違いでございますけれども、スッキリ教室につきましては、先ほど言いましたとおり、介護予防事業の一つでありまして、音読、計算、筋力低下という形で、まず音読、計算につきましては、認知症予防の内容の教室を開いております。それと同時に、筋力低下を防止するために、指導員のもと運動器の機能向上の教室を行っております。一方、いきいき100歳体操につきましては、先ほど議員の質問にもありましたとおり、最低5名の方がそれぞれ集まっておきまして、DVDを見ながら同じ体操を繰り返し行うといったサロンの事業としての取り組みをしていただいております。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 先山議員。再質問を許します。

**5番（先山哲子）（登壇）** いろいろな事業でやることによって、年々認定者が減っているということはよくわかりました。もちろんこれは続けていくべきだと思いますが、またいろんな新しい事業があれば広げていくとか、さらに今の事業を特に力を入れていくとか、今後の見解や展望があればお聞かせください。これで私の質問は終わりますので。

**議長（山田勝男）** 大西住民福祉部長。

**住民福祉部長（大西孝浩）（登壇）** それでは、先山議員の再質問にお答えさせていただきます。

今後につきましては、先ほど言いました事業は引き続き実施いたしますとともに、本年度からスッキリ教室と運動器の機能向上教室にあっては、目標として13の地域に出向いたサテライト型を、また、いきいき100歳体操などを取り入れた地域の自主的活動を30のグループを目標にそれぞれ立ち上げていくことにより、閉じこもりを予防し、コミュニティーづくりや運動で体力づくりを行うことで、介護保険の認定率の抑制を図ってまいりたいと考えております。

また、それらの事業の参加者や65歳以上で介護保険の認定をお持ちでない方にフレイル検診を受診していただき、みずからの健康状態を把握し、それぞれの方に合ったフレイル対策を見出すことで、健康寿命の延伸につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（山田勝男）** 5番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終結いたします。

これをもって、一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日から各委員会で審査を願うわけでございますが、各位にはよろしく願いいたします。

本日は、これで散会いたします。ご苦労さまでございました。

散 会

午後 3時45分